

(仮)目黒区みどりの基本計画および  
生物多様性地域戦略  
【2026年改定版】

---

令和8(2026)年度～令和17(2035)年度

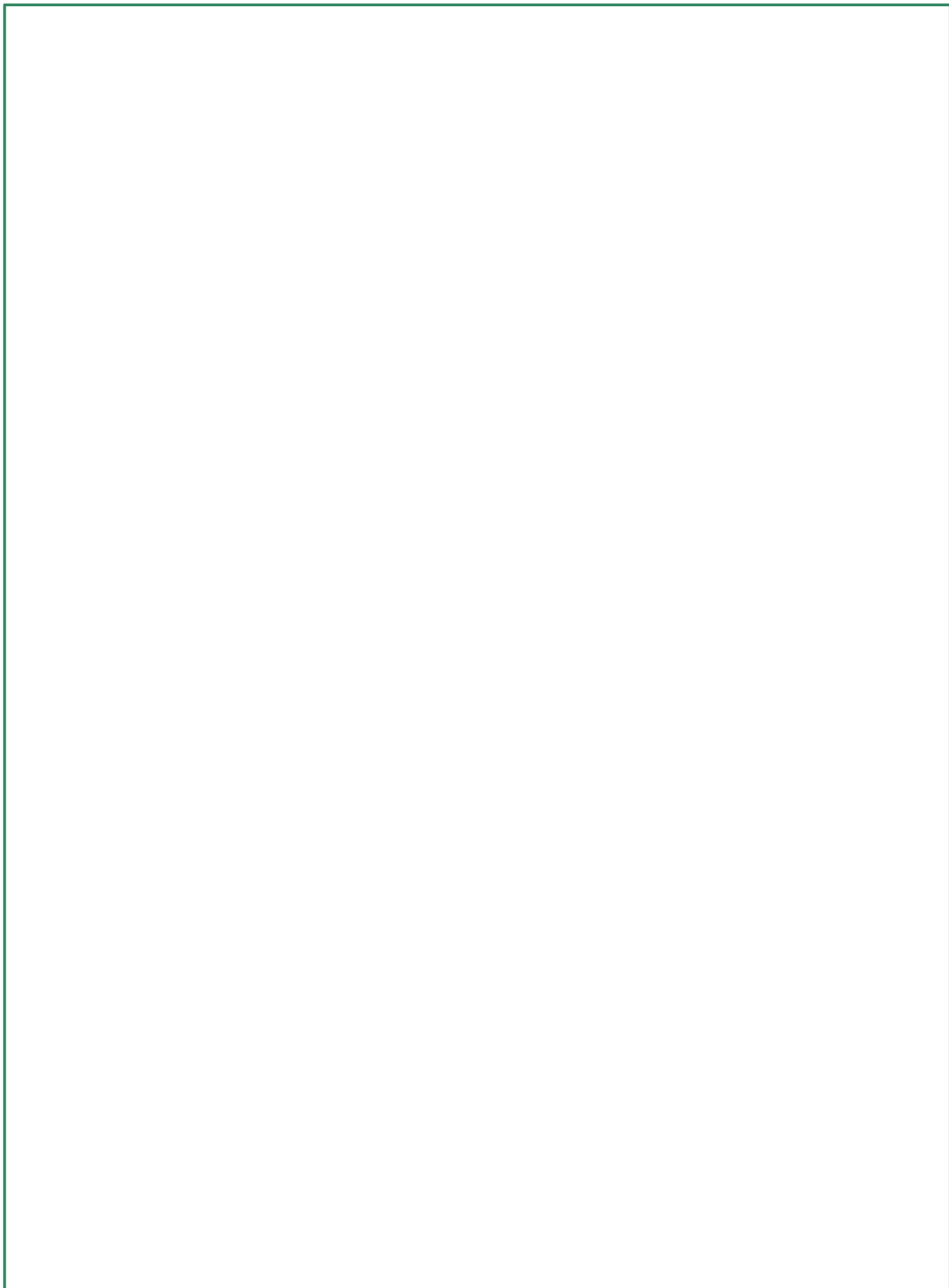
(案)

令和8年3月

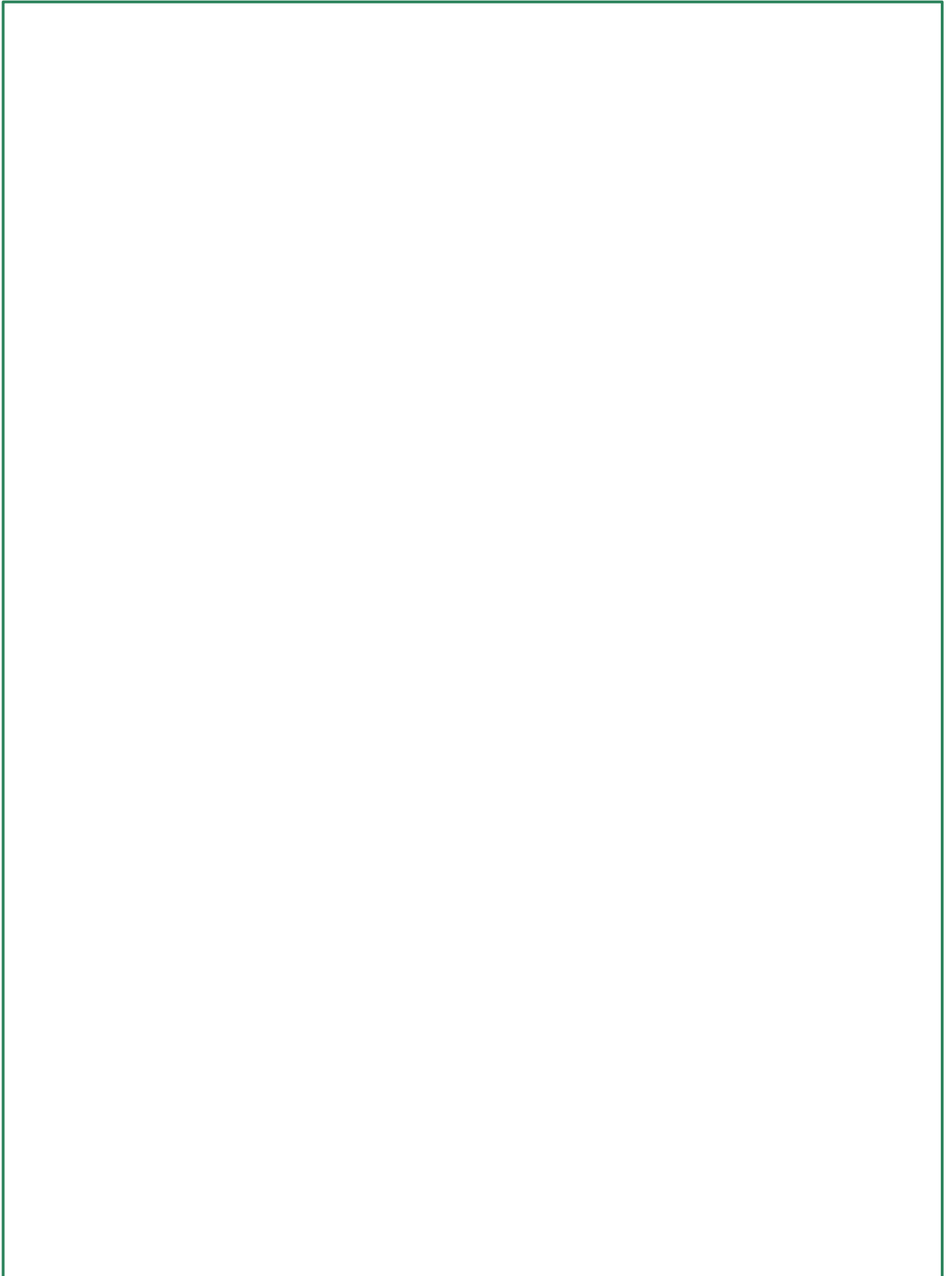
目黒区



# 目黒区 緑化都市宣言







# — 目 次 —

<b>第1章 背景</b> .....	<b>1</b>
第1項 計画改定の趣旨.....	2
第2項 区の概況.....	5
第3項 めぐろの風景の歴史.....	8
第4項 社会情勢の変化.....	12
第5項 みどりと生物多様性の定義.....	24
<b>第2章 めぐろの生物多様性</b> .....	<b>27</b>
第1項 めぐろの風景といきもの.....	28
第2項 区民や企業等の活動.....	43
第3項 生物多様性の課題.....	48
<b>第3章 めぐろのみどり</b> .....	<b>51</b>
第1項 みどりの現状.....	52
第2項 みどりの役割.....	59
第3項 みどり・公園に対する区民意向.....	69
第4項 みどりの課題.....	79
<b>第4章 課題のまとめと改定の方向性</b> .....	<b>84</b>
第1項 課題のまとめ.....	85
第2項 改定の方向性.....	87
<b>第5章 基本理念と目標</b> .....	<b>88</b>
第1項 基本理念.....	89
第2項 いきものとみどりの将来像.....	90
第3項 基本方針.....	93
第4項 計画のフレームと目標.....	94
<b>第6章 施策の方向性</b> .....	<b>95</b>
第1項 施策の体系.....	96
第2項 施策の内容.....	97

**第7章 重点的取組 ..... 129**

**第8章 地域別方針 ..... 131**

第1項 みどりの配置方針.....	133
第2項 各地区の方針 .....	147
第3項 7つの風景の目標指標種.....	157

**第9章 進行管理 ..... 158**

第1項 体制.....	159
第2項 確認方法(推進施策スケジュール) .....	160
第3項 周知方法.....	161

**資料編 ..... ○**

第1項 計画の概要.....	○
第2項 区の概況.....	○
第3項 計画改定の経緯 .....	○
第4項 懇話会の設置 .....	○
第5項 施策体系新旧比較.....	○
第6項 自然回復目標種の選定理由.....	○
第7項 生物名索引.....	○
第8項 用語解説.....	○



# 第 1 章 背景

---

## 第1項 計画改定の趣旨

目黒区は、自然と共生するまちを目指し、平成26(2014)年3月に「目黒区生物多様性地域戦略 ささえあう生命(いのち)の輪(わ) 野鳥のすめるまちづくり計画(以下、目黒区生物多様性地域戦略)という)」を策定しました。本計画は、野鳥を自然環境のシンボルとしてとらえ、令和14(2032)年を計画期間として人と自然が共存できる質の高いみどりのまちづくりを、区民とともに取り組んできました。

また、目黒区生物多様性地域戦略の内容を踏まえながら、平成28(2016)年3月に「目黒区みどりの基本計画」を改定し、令和7(2025)年度を計画期間として、目黒区生物多様性地域戦略の内容を踏まえながら、多様ないきものの基盤となるみどりの保全・創出に取り組んできました。

この間、人口変動や地球規模での環境変化の影響などみどりを取り巻く社会情勢の変化や生物多様性の保全、都市景観形成、地域の防災性向上など、成熟都市におけるみどりに求められる役割が変化しています。

これらの背景を踏まえ、これまでの両計画の施策の取組状況や、関連法令等の制度改変に対応し、目黒区基本構想・基本計画に定める「さくら咲き 心地よいまち ずっと めぐる」の実現に向けて、今後のいきものの生息・生育環境や、みどりの保全・創出・育成に向けた取組を総合的かつ体系的に進めるため、次の視点から計画を改定しました。

### <改定の視点>

#### ① 各調査の結果の反映

令和5(2023)年度に実施した「みどりの実態調査」や、令和6(2024)年度に実施した「公園等利用実態調査」、「生物調査」等の結果を基に、みどりや生物多様性の現状と課題を整理し、課題解決に向けた施策等の見直しを図りました。

#### ② 関連計画との整合（目黒区及び東京都）

「目黒区基本構想・基本計画」「目黒区都市計画マスタープラン」「目黒区景観計画」「目黒区環境基本計画」等関連する計画や事業との整合を図りました。また、「東京都生物多様性地域戦略」「都市計画公園・緑地の整備方針(改定)」「緑確保の総合的な方針」等東京都の計画との整合を図りました。

#### ③ 多様な役割を果たすみどりの保全・創出の取組の充実

みどりは、私たちに潤いや安らぎを与えてくれるとともに、いきものの生息・生育環境の保全や、ヒートアイランド現象や地球温暖化といった環境問題の改善、都市の防災性の向上、子どもたちの感性の醸成等、多様な役割があります。これらの役割に応える「質の高いみどり」の保全・創出・育成に向けた取組の充実を進めます。

#### ④ 公民連携によるみどりの保全・創出の取組の推進

開発事業での公開性高い緑地創出やボランティア団体の公園管理・活用、区民と一緒に作る雨庭、Park-PFIの活用、公園での野外イベント等、多様な取組を推進することで、公民連携によるいきものの生息・生育環境やみどりの保全・創出の取組を進めます。

## 計画の統合について



今回の改定では、みどりの保全・創出及び生物多様性保全を総合的に推進するため、「目黒区みどりの基本計画」と「目黒区生物多様性地域戦略」を統合して改定することとしました。

両計画を統合することで、いきものの生息生育環境にも配慮し、自然共生を図ることによって持続可能な住みよいまちを実現するとともに、いきものの生育環境の保全・創出・活用のエッセンスをまちづくりに反映し、実効性の高い計画を推進します。

このように、両計画の親和性や相乗効果を活かし、豊かなみどりや生物多様性によって、気候変動、ネイチャーポジティブ、ウェルビーイングなどの様々な社会課題の解決(Nature-based Solutions:自然に根差した解決策)を図っていきます。

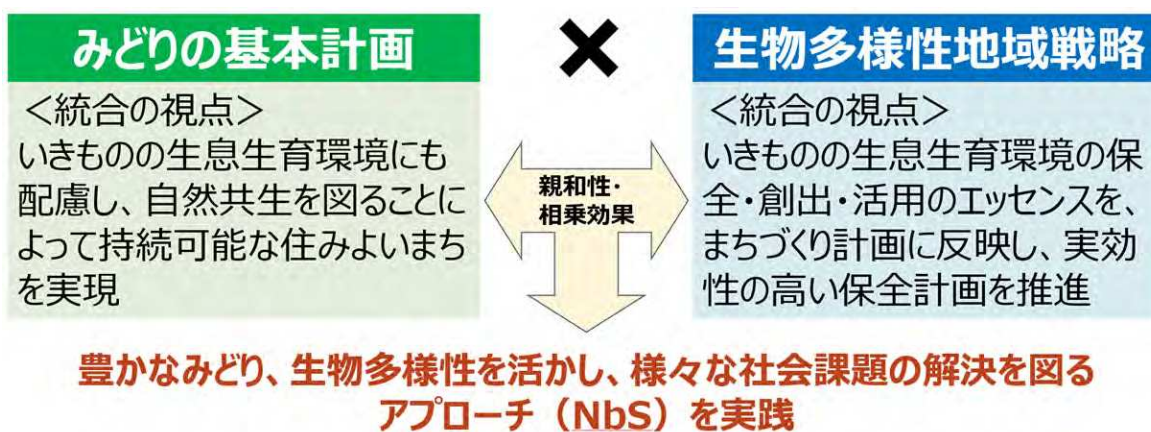


図 1-1 計画統合の考え方

計画統合のイメージ図を作成予定です。

## 計画の位置づけ



この計画は、都市緑地法第4条に基づく、目黒区の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画、生物多様性基本法第13条に基づく目黒区の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として位置付けます。また、令和4(2022)年3月に策定した「目黒区基本計画(令和 4(2022)年度から令和 13(2031)年度)」の補助計画として位置付けられるものです。

東京都

- 「未来の東京」戦略 version up 2024
- 東京都生物多様性地域戦略
- 東京グリーンビズ
- 緑確保の総合的な方針

目黒区基本構想  
目黒区基本計画

都市緑地法第四条第三項に  
基づき適合、調和を図る計画

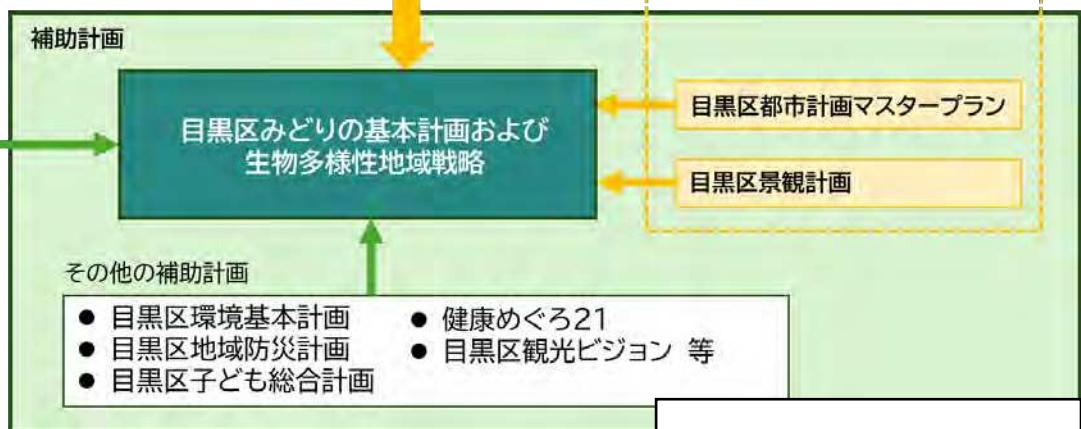


図 1-2 関連計画

景観計画など関連計画の  
位置付けについて確認中です。

## 計画期間

この計画は令和8(2026)年度～令和17(2035)年度までの10年間の計画とします。

なお、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に合わせ、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 第2項 区の概況

### 自然環境

#### ① 位置、地形、地質等

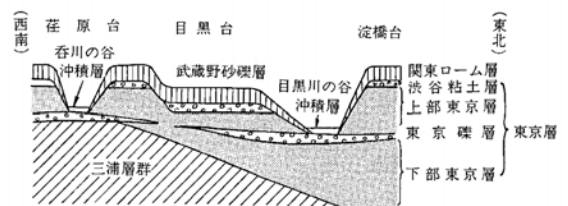
目黒区は東京23区の南西部に位置し、品川区、大田区、世田谷区、渋谷区の各区と接しています。また、目黒区の面積は、14.67 km<sup>2</sup>で23区全体の2.3%に当たり23区中16番目の広さとなっています。

目黒区は武蔵野台地の東南部に位置しており、区内は目黒川と呑川の谷が北西から南東に向かい、20~30mの深さの谷をつくっています。また、これらの谷の支谷が、浅くあるいは深く台地を刻み込み、起伏の多い、坂の多い町を作っています。目黒区の地形は、このように台地の部分と谷の部分から成り立っています。台地の部分は、「高い台地」と「低い台地」に分けられます。高い台地は区の西南部にある「荏原台」と呼ばれる台地の一部と、東北部の「淀橋台」と呼ばれる台地の一部に当たり、その海拔高度は、30~45mとなっています。この二つの台地は、かつて、一続きの土地であったと考えられています。この二つの台地の間に、海拔25~32mの台地があり、これを特に「目黒台」と呼んでいます。



出典：区勢要覧

図1-3 目黒区の位置



出典：区勢要覧

図1-4 目黒区の地形、地質



出典：目黒区豪雨対策計画

図1-5 目黒区の河川及び流域

地質は、台地の部分では、黒土(表土)の下に、赤土(関東ローム層)が広く分布しています。これに対し、目黒川や呑川の谷底平野には、赤土はありません。人工的な盛土の下に、固まっていない砂礫や泥があります。これは沖積層であり、川の上流から運び出されたものです。

区内には、3つの水系(目黒川水系、立会川水系、呑川水系)と5つの二級河川(目黒川、蛇崩川、立会川、呑川、九品仏川)があり、都の条例に基づき区が管理しています。

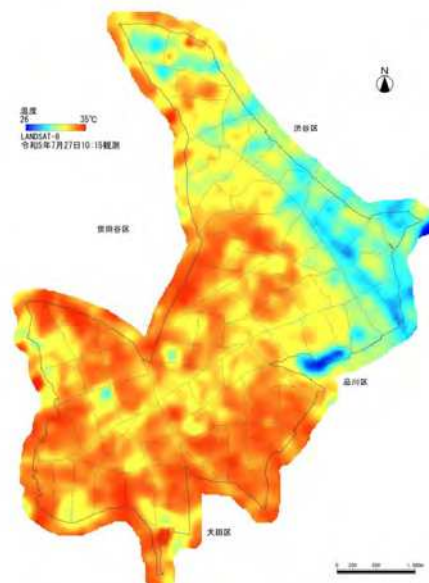
これらの河川は区内において目黒川と呑川の一部を除き、下水道幹線として暗きょ化され、緑道として区民の憩いの場となっています。区の北東部は渋谷区、港区を流下する渋谷川・古川流域の一部に含まれています。

## ② 気象・気候

目黒区の気候は、東京の温帯に属します。夏は高温多湿で台風が通過することもある一方、冬は乾燥して晴天の日が続く傾向にあります。また、6・7月には梅雨となり、雨天が続いて湿気も高くなります。過去10年間の年平均降水量は1,634mmであり、局地的な豪雨が発生する年もあるなど、年ごとに変動がみられます。令和5(2023)年の年間降水量は1,268mmとなっています。

気温は実態調査が始まった昭和47(1972)年(年平均気温:15.7℃)と比べて上昇傾向にあり、2023(令和5)年の年平均気温は17.6℃となっています。

目黒川などの水面や公園などまとまった樹木が分布する領域を中心に温度が低くなっている一方、水面や樹木が少なく、住宅が密集して風通しの悪い領域などでは温度が高い傾向にあります。



出典：みどりの実態調査（令和5年度）

図1-6 目黒区の地表面温度分布

## 社会環境

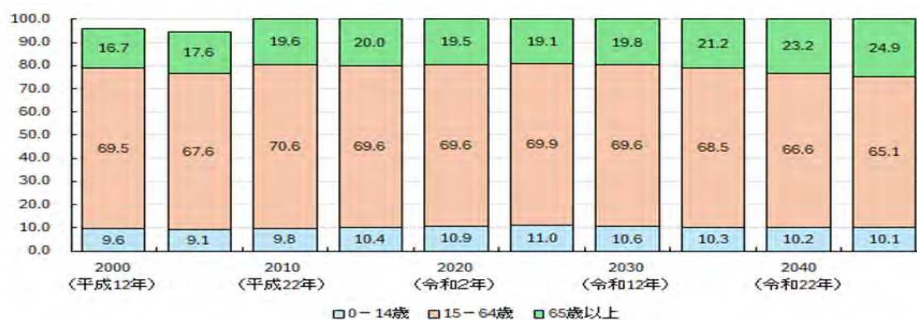
### ① 人口・世帯数

近年の傾向を基礎として区が行った推計では、今後も区の総人口は緩やかに増加傾向を続け、令和22(2040)年には約30万人となる見込みです。

年齢階層別の人口構成比はおおむね安定的に推移していますが、高齢人口の比率が上昇、生産年齢人口の比率が低下し、平成27(2015)年時点で高齢人口(65歳以上)が20.0%、生産年齢人口(15~64歳)が69.6%、年少人口(15歳未満)が10.4%となっています。

今後もこの傾向が継続し、令和22(2040)年には高齢人口(65歳以上)が23.2%、生産年齢人口(15~64歳)が66.6%、年少人口(15歳未満)が10.2%になると見込みです。

区の世界帯数は人口の増加を背景として増加傾向にありますが、一世帯当たりの人員数は単身世帯の増加に伴い、減少傾向にあります。平成27(2015)年には一般世帯総数は146,076世帯(一世帯当たりの人員数は1.90人)となり、近年の傾向を基礎として区が行った推計では、今後も区の世界帯数は緩やかに増加して、令和22(2040)年には158,276世帯(一世帯当たりの人員数は1.90人)となる見込みです。



出典：目黒区人口・世帯数の予測

図1-7 目黒区の年齢区分別比率の推移と将来見通し

## ② 土地利用

区全域面積 1,467ha のうち、宅地(公共系、商業系、住宅系、工業系、農業系)は 73.5%(1,080.98ha)を占めています。宅地のうち最も面積を占めているのは住宅系で 51.5%(755.23ha)、次いで公共系 11.9%(174.03ha)、商業系 8.8%(130.52ha)、工業系 1.3%(19.46ha)となっています。

宅地以外の土地利用では交通系の割合が最も多く 18.7%(274.94ha)を占めています。道路は管理者別に、区道、都道、国道に区分されます。次いで公園、運動場等の公園系が 3.2%(47.39ha)を占めており、比較的規模の大きい公園として、都立林試の森公園、都立駒沢オリンピック公園及び区立碑文谷公園などが挙げられます。

その他には、空き地系(屋外利用地・仮設建物、未利用地など)が 3.9%(57.4ha)を占めています。これらは区内全域に点在しています。

比較的規模の大きい公共施設として、教育文化施設では目黒川流域に防衛省施設や東京大学、呑川流域に東京科学大学があります。また、厚生医療施設では目黒川流域に東邦大学医療センター大橋病院、呑川流域に国立病院機構東京医療センターがあります。

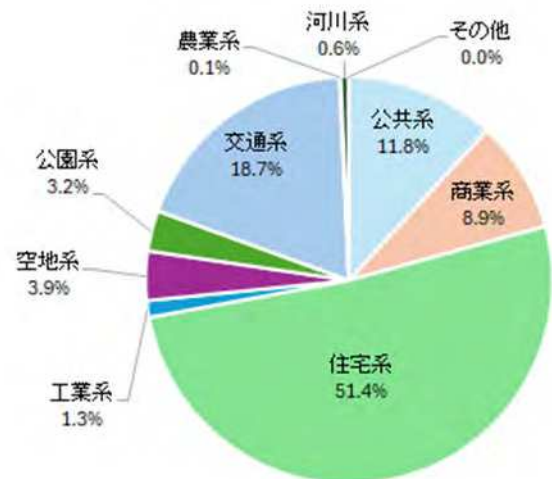


図 1-8 土地利用の構成

## ③ 現在の目黒区の様子



## 第3項 めぐろの風景の歴史

### (1) 土地・まちの成り立ち



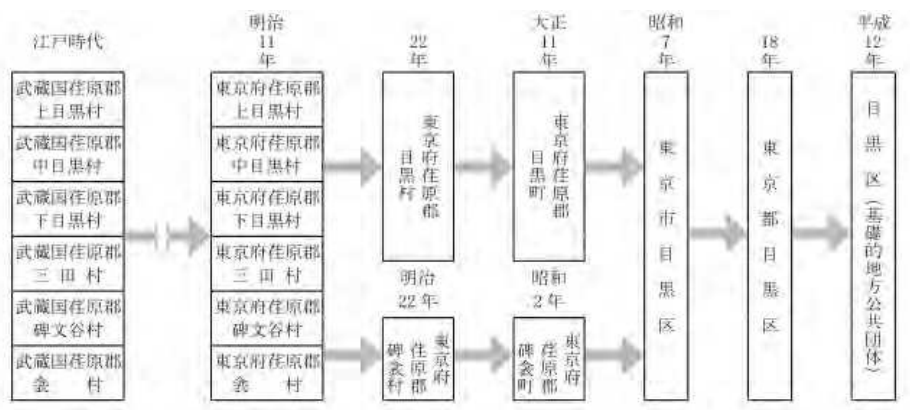
目黒区は旧石器時代から人が住んでおり、縄文時代には大規模集落が形成されていました。東山貝塚からは貝類や魚骨、動物骨が発見され、豊かな自然環境がうかがえます。

江戸時代には江戸への野菜供給地として発展し、大根やナスなどを出荷していました。目黒不動尊など目黒三社は「目黒詣」として庶民の行楽地となり、駒場野は将軍の鷹狩り場として知られていました。

明治以降も「目黒のタケノコ」をはじめとする野菜栽培が盛んで、季節ごとの輪作が行われていましたが、住宅・工場建設や交通発達による競争激化で農業は衰退しました。

明治4(1871)年に東京府管轄となり、明治 12(1889)年に六か村が目黒村・碑谷村に統合されました。大正初期から昭和初期にかけて耕地整理が実施され、実質的な区画整理・道路整備が進みました。

大正 12(1923)年の関東大震災を機に東京市周辺への人口流入が加速し、目蒲線・東横線の整備とともに農地の宅地化が進行しました。その後、昭和 7(1932)年に両村が合併して東京市目黒区となり、昭和 18(1943)年に東京都目黒区が誕生しました。



出典：「区勢要覧令和4年度(2022年度)」における「1. めぐろのプロフィール」p. 8

図 1-9 目黒区の変遷



昭和 11 年設立時の区役所庁舎(上)と現在の総合庁舎(下)



農の風景が広がる  
すずめのお宿付近(昭和 20 年代後半)

## (2) めぐろのいきものたちと原風景



## ○ むかし見たいいきものたち

区で行ったいきもの調査から、むかしの目黒区の風景を想像することができます。

表 1-1 むかし見たいいきもの調査

時代と場所	いきものの記憶(いきものの名称は原文で記載しています)
大正末から昭和6、7年くらい(1920年代)までの思い出。呑川境橋のすぐ傍らの家(緑が丘在住自然通信員*)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対岸は低い粘土岩の崖になっていて、蟹(カニ)が穴から出てきた。</li> <li>・浅い流れの砂地には、丸い輪があり、掘るとシジミが出てきた。</li> <li>・東工大の今のグラウンドは原っぱで、キチキチバッタが音をたてて、飛び跳ねた。</li> <li>・川べりには、オハグロトンボと呼んでいたトンボが無数にいて、舞っていた。</li> <li>・夕方はカナカナゼミの大合唱で虫も飛んでいた。フクロウの啼声を耳にした。</li> <li>・緑が丘駅に行く道は、左右ほとんど野原で、兔を見かけた。</li> <li>・呑川には八つ目鱧がいて、目のくすりになると取りにきていたし、普通の鰻も橋の下のよどみで捕らえている人もいた。</li> <li>・カブトムシ、それにあの美しいタマムシ、ミススマシ、ゲンゴロウもいた。</li> </ul>
小学生(戦前・1940年代) 中里橋付近	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦前の目黒川で、ハゼ、フナを釣った、川がきれいではないので食べなかった。</li> <li>・なべころ坂の上にガスタンクがあり、キジを撃ちに行った。</li> </ul>
小学生(戦前・1940年代) 田楽橋付近	<ul style="list-style-type: none"> <li>・七夕かざりや、お盆のときのお供え物はマコモ(水辺の植物)で覆って目黒川に流した。</li> </ul>
小学生(戦前・1940年代) 蛇崩川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粘土をとって遊んだ。川の周りは畑で、肥溜(こえだ)めが多かった。</li> <li>・肥溜めに落ちてしまった時は、家に帰ると叱られるので、近くの湧水がでるところで体を洗った。</li> </ul>
小学生(戦前・1940年代) 中目黒周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・船入場*は子どもの遊び場で、引き潮の時間は膝下まで泥に浸かるくらいの深さで「ザリガニ釣り」をした。</li> <li>・生活用の水は、水道と井戸水の両方を使っていた。</li> <li>・し尿の汲み取りと生ごみを引き取ってくれる人が大八車で来た。</li> </ul>
小学生(戦前・1940年代) 目黒川船入場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目黒川が洪水を起こした後は、「ナマズ」や「コイ」がたくさんとれた。</li> <li>・染物屋さんが「友禅流し」をしていたのはよく見た。</li> <li>・「水車」があったかどうかは覚えていない。</li> </ul>
1950年ころ。東京工業大学大岡山キャンパス付近(大岡山在住自然通信員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庭隅の里ザクラの焼木杭からやっと思った枝で玉虫が三年ほど育って、毎年一、二匹は息子の愛用物となった。</li> <li>・群れを成して飛んでいた「コシユケイ」、柿の木には百舌(モズ)の簞(にえ)*が見つかり、杜鵑(ホトトギス)の声も聞かれた。</li> <li>・土の中には土龍(モグラ)もいて飼い犬が時折捕らえては遊んでいた。</li> <li>・ホタル=1954(昭和29)年、スズムシ、ガチャガチャ=1955(昭和30)年、銀ヤンマ=1984(昭和59)年……。</li> </ul>
小中学生時代(1950年代) 中目黒八幡神社と正覚寺のぼぼ中間付近(中目黒在住自然通信員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中目黒八幡神社の、裏手の林の茂みにはアオダイショウが、池の周りにはヤマカガシが時々すがたを見せた。</li> <li>・シラカシやイチジクにはコクワガタ、ノコギリクワガタ、ミヤマカミキリなどが樹液に集まり、ゴマダラカミキリ、シロスジカミキリなども灯火をめがけて飛来。外灯にはドウガネブイブイがたくさん集まり、祖母はコフキコガネやカナブンなどを含めて、これをコウタムシと呼んでいた。</li> <li>・私にとって境内最高の獲物はヒゲコメツキのオス(1954(昭和29)年)。襟首に落ちてきたのを払い落とししたので片方のヒゲ(触角)が切れてしまい、嬉しくもあり悲しくもあった。</li> </ul>



ヒゲコメツキ

## ○ めぐろの原風景

目黒区には、駒湯野、向原、月光原など、かつて武蔵野台地の一角で原野が広がっていたことを思い出させる地名が残されています。江戸から昭和にかけて残る絵図には、原野や農村が広がるようすが描かれたものがあります。また、昭和以降になると写真も残されており、これらの風景は、めぐろの原風景(私たちの原風景)ともいえるものです。

資料からは、かつての地域のいきものやいきものが住んでいた環境を垣間見ることができます。



図2-7 松見坂から見た駒湯野の風景。  
江戸名所図会 駒湯野<sup>®</sup>より



図2-8 目黒碑倉村より祐天の森を望む。1898(明治31)年ころの風景。東京近郊名所図会<sup>®</sup>より



図2-9 1909(明治42)年の香川付近の地図<sup>®</sup>  
水色の部分は水田等の農耕地を示す



図2-10 1929(昭和4)年の香川付近の地図<sup>®</sup>  
目黒区誕生のころ、鉄道が敷かれ住宅地の区画整理が進むようす。水田等の農耕地が減少



碑文谷警察署前の目黒通り(昭和初期)



明治末期の八雲付近の田園風景(1912(明治45)年ころ)



目黒本町付近の立会川(昭和20年代)



碑文谷公園弁天池付近の風景(昭和初期)



鉄道開通前後、柿の木坂付近の竹やぶと東横線の工事(昭和初めころ)



府立高等学校予定地(その後の都立大学)から見た富士山  
(1930(昭和5)年ころ)

写真 残されている写真から見る目黒区のもかしのようす<sup>4)</sup>

## 第4項 社会情勢の変化

前計画を策定した平成26年(2014)3月及び平成28(2016)年3月以降、国内外を問わず、みどりやいきものを取り巻く動向は大きく変化しています。これまで以上に「みどり」が持つ多様な機能を引き出しながら「いきもの」と共生し、地域の課題解決やまちづくりを推進していくことが求められています。

### 国際的な動向



#### (1) 「SDGs(持続可能な開発目標)」達成に向けた取り組み

SDGs(持続可能な開発目標)とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された、持続可能でよりよい社会の実現を目指す17の国際目標です。

17の目標は、社会・経済・環境に関する世界が直面する課題を網羅的に示しており、途上国や先進国にかかわらず、皆が課題解決に向けて取り組むべき目標として、一人ひとりに行動が求められています。みどりの基本計画及び生物多様性地域戦略は、特に目標6、13、14、15、17に関連しています。

これらの目標は、全17の目標の関係性を整理したウェディングケーキモデルでは、経済と社会を支える「環境」に関する目標とされています。昨今では、世界中の国の技術が急速に発展・成長を続けています。それらは、「自然環境」が土台になることによって生み出されており、「社会」と「経済」は「環境」無くしては成り立ちません。みどりの基本計画及び生物多様性地域戦略は、都市の社会と経済の土台を支えるための計画の一つであると捉えることができます。



出典：ストックホルム・レジリエンス・センター

図 1-10 SDGs ウェディングケーキモデル



出典：国際連合広報センター

図 1-11 目標 6、13、14、15、17

## (2) ネイチャーポジティブの実現に向けた取組の推進

ネイチャーポジティブとは、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指します。

令和4(2022)年12月にカナダ・モントリオール市で開催された「生物多様性条約第15回締約国会議(CBD-COP15)」で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」では、ネイチャーポジティブの考え方を取り入れた2030年目標が設定されました。

令和12(2030)年までにネイチャーポジティブを達成するため、一人ひとりがネイチャーポジティブにとってプラスとなる消費・選択をして、持続可能な経済社会づくりを推進していく必要があります。ネイチャーポジティブは「みんなで我慢する」のではなく、「生き物を含めたみんなで豊かになる」ための世界目標であり、その実現には、企業、地方公共団体、NGO等をはじめ、さまざまなステークホルダーが協力する必要があります。

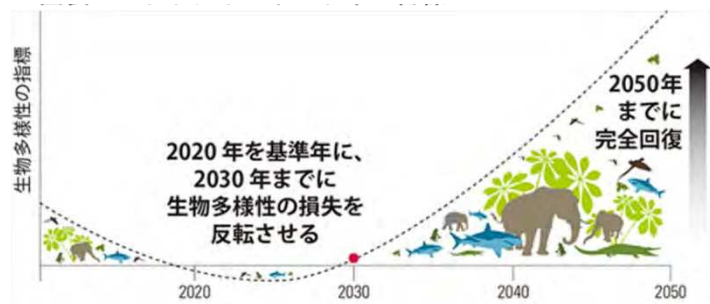


図1-12 ネイチャーポジティブ実現のイメージ

## (3) NbS(自然に根差した解決策)の取組



出典：IUCN

図1-13 NbSの概念図

NbS(Nature-based Solutions)は日本語訳で、「自然に根差した解決策」といい、自然が有する機能を持続的に利用し、多様な社会的課題の解決につなげる考え方です。IUCN(国際自然保護連合)では、NbSを「社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福及び生物多様性による恩恵を同時にもたらす、自然の、そして、人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、再生のための行動」と定義しています。

NbSには、グリーンインフラや防災減災、生態系を活用した適応策などが含まれ、それらを統合する「傘」としての役割を果たす概念と言われています。

こうした生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を日常生活の向上に活かしていくための取組みが求められています。

### 参考1 Tokyo-NbS アクション

東京都は、令和12(2030)年までを「NbSの定着期間」と捉え、各主体がNbSとなる取組を実施していくことを目指しています。そのため、生態系の機能を活用して都が抱える社会課題に対応し、人間の幸福と生物多様性の両方に貢献する事例をTokyo-NbSアクションとして発信し、自然の様々な価値を「見える化」することで、各主体のNbSの取組を促進しています。



Tokyo-NbS Action

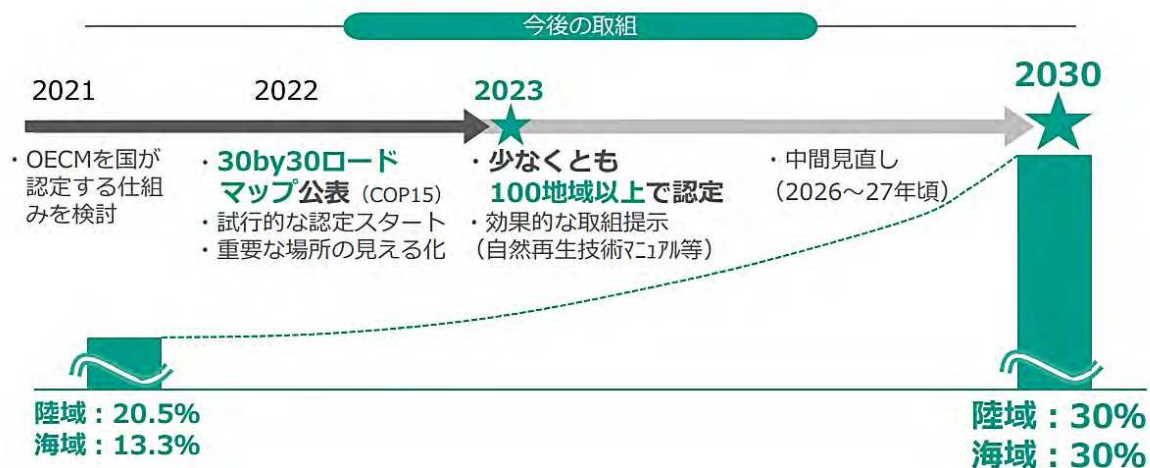
出典：東京都

#### (4) OECM 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域

OECM(Other Effective area-based Conservation Measures)とは、自然公園等の保護地域以外で、生物多様性の保全が効果的に行われている地域のことです。OECMの中には、ナショナルトラストやビオトープなど、民間団体等が生物多様性保全を目的として管理している場所が含まれるほか、国や自治体が管理する緑地、里地里山や社寺林、社有林など、生物多様性保全が主目的ではないものの管理の結果として生物多様性保全に大きく貢献している地域も該当します。

令和4(2022)年12月に採択された昆明・モンリオール生物多様性枠組では、令和12(2030)年までに陸域・内陸水域と沿岸域・海域の30%を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標(30by30 目標)が世界目標として示されました。しかしながら、日本国内の保護地域は、陸域が約20.5%、海域が約13.3%にとどまっています。

このため、環境省では30by30ロードマップを公表し、保護地域の拡張と管理の質の向上に加え、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域(OECM)の設定・管理を、30by30目標を達成するための中心施策としています。



出典：環境省

図1-14 30by30 達成に向けた今後の取組

#### 参考 2 『自然共生サイト』について

環境省は、30by30 目標の達成に向けた取組の一つとして、企業の森や里山里地、都市の緑地など「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として認定する取組を令和5(2023)年度から開始しました。

認定区域は、保護地域との重複を除き、OECM として国際データベースに登録され、30by30 目標の達成に貢献します。目黒区では、首都高速道路株式会社が管理する「おおはしりの杜」が令和5年(2023)年度後期に認定されました。



出典：首都高速道路株式会社

写真 おおはしりの杜

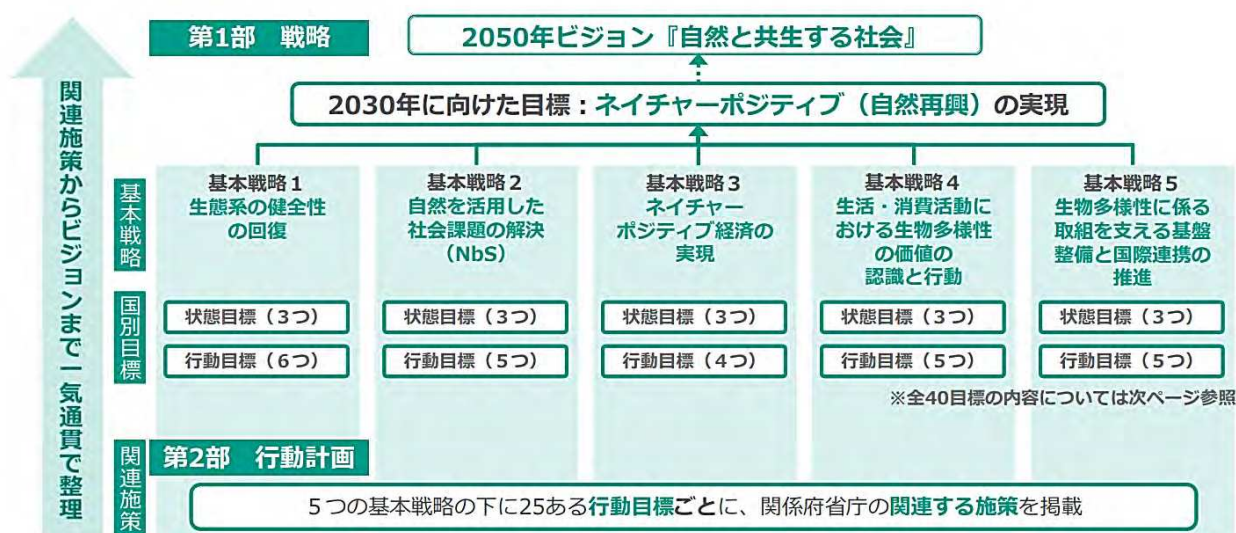
国の動向



(1) 生物多様性国家戦略 2023-2030(令和5年3月閣議決定)

豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現するために、生物多様性基本法が平成 20(2008)年に施行されました。この法律に基づいて、国は生物多様性国家戦略を策定しています。

平成 24(2012)年に策定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」の後継として、「生物多様性国家戦略 2023-2030」が、令和5(2023)年3月に閣議決定されました。国家戦略では、生物多様性条約の世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応し、令和 32(2050)年のビジョンを「自然と共生する社会」としています。また、令和 12(2030)年に向けた目標「ネイチャーポジティブの実現」を目指し、生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略としています。



出典：環境省

図 1-15 生物多様性国家戦略 2023-2030 の概要

## (2) 緑の基本方針(令和6年12月公表)

都市緑地法において、国が都市における緑地の保全等の取組を国家的な観点からより一層推進するため「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針(緑の基本方針)」が策定されました。

本方針では、国全体として都市計画区域を有する都市の緑地を郊外部も含め保全・創出し、そのうち市街地については緑被率が3割以上となることを目指すとともに、都道府県が定める全ての「緑の広域計画」及び市町村が定める全ての「緑の基本計画」において、「環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市」、「人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市」、「Well-being が実感できる水と緑豊かな都市」の実現に向けた取組及び関連する指標等を位置づけることを促しています。

### 全体目標

#### 将来的な都市のあるべき姿

「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、  
Well-beingが実感できる緑豊かな都市」

- 国全体として都市計画区域を有する都市の緑地を郊外部も含め保全・創出し、市街地については緑被率3割以上を目指す
- 都道府県が定める全ての「緑の広域計画」及び市町村が定める全ての「緑の基本計画」において、以下の3つの都市の実現に向けた取組及び関連する指標等を位置づけることを促す

### 個別目標

#### 1. 環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市

CO<sub>2</sub>の吸収源としての役割を担う緑地の保全・整備・管理及び緑化の総合的な取り組みを推進することにより、カーボンニュートラルの実現に貢献

#### 2. 人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市

緑地の確保を進めるとともに、適切な樹林更新等による緑地の質の向上を図り、緑地を生態系ネットワークとして有機的に結びつけることで、広域レベルでの緑地の量的拡大・質的向上を推進する

#### 3. Well-beingが実現できる水と緑豊かな都市

地域の実情に応じた緑地の質・量の確保を図り、精神的・身体的な健康の増進、コミュニティの醸成、都市のレジリエンスの向上等のグリーンインフラとしての多様な機能を発揮させていく

図 1-16 緑の基本方針の概要

### (3) 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行(令和6年11月施行)

気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度(Well-being)の向上等の課題解決に向けて、都市において緑地の質・量両面での確保等を推し進めるための「都市緑地法等の一部を改正する法律案」が令和6(2024)年2月に、閣議決定されました。

本法律案では新たに都市における緑地の質・量両面での確保等を国主導で強力に進め、良好な都市環境を実現するため地方公共団体や民間事業者の取組を後押しする仕組みを構築しています。

#### 法律の概要

##### 1. 国主導による戦略的な都市緑地の確保

- ① 国の基本方針・計画の策定【都市緑地法】
- ② 都市計画における緑地の位置付けの向上【都市計画法】

##### 2. 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新

- ① 緑地の機能維持増進について位置付け【都市緑地法】
- ② 緑地の買入れを代行する国指定法人制度の創設【都市緑地法・古都保存法・都開資金法】

##### 3. 緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み

- ① 民間事業者等により緑地確保の取組に係る認定制度の創設【都市緑地法】【都開資金法】
- ② 都市の脱炭素化に資する都市開発事業に係る認定制度の創設【都市再生特別措置法】

出典：国土交通省

図 1-17 都市緑地法等の一部を改正する法律の概要

#### (4) グリーンインフラ推進戦略 2023(令和5年9月施行)

成熟社会を迎えた我が国では、経済成長一辺倒ではなく、自然豊かで良好な環境で健康に暮らすことができる社会を求める価値観のパラダイムシフトが起きており、グリーンインフラの取組を通じて、人が自然とよりよく関わることのできる緑と水の豊かな生活空間を形成することが必要となってきています。

平成27(2015)年度に閣議決定された国土形成計画では、「国土の適切な管理」「安全・安心で持続可能な国土」「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」といった課題への対応の一つとして、グリーンインフラの取組を推進することが初めて盛り込まれました。

グリーンインフラの概念が本格的に我が国に導入された当初は、コスト論(投資額、維持管理費用が安価)や、コンクリート構造物を「グレーインフラ」と称し、「グリーンインフラ」と対峙・比較する議論が一部みられました。

災害リスクが避けられず、土地利用条件の厳しい我が国では、要素技術、空間配置、相互関係のいずれから見ても、人工構造物とグリーンインフラを切り離すことはできず、双方特性の理解の下、組み合わせて使っていくことが重要となっています。



出典：国土交通省

図 1-18 米国と欧州における事例

## 東京都の動向



### (1) 「未来の東京」戦略 version up 2024(令和6年1月)

東京都は、令和3年(2021)3月に明るい未来の東京を切り拓くための都政の新たな羅針盤として、東京都の長期計画である『未来の東京』戦略を策定しました。本戦略は、「時代や状況の変化に弾力的に対応『アジャイル』」を基本戦略とし、取組の進捗や社会環境の変化により、更に良い方法やより効率的な方法が見つかった場合には内容を見直すこととしています。

令和6(2024)年1月のバージョンアップでは、国際競争力の強化の観点での政策強化の方向性として、100年先を見据えた「みどりと生きるまちづくり」を進め、自然と調和した持続可能な都市の実現を目指すこととしています。

地域に根付いた緑や豊かな自然などを「まもる」
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 屋敷林等の新たな買取支援強化、生産緑地・農地の保全、「ツリーバンク」創設、保全地域の指定拡大、生物多様性保全、植生回復・樹林再生、林業の担い手確保</li> </ul>
みんなで一緒に緑を「育てる」
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 東京グリーンビズ・ムーブメント、東京グリーンビズマップを作製、まちのシンボルとなる緑豊かな空間公園整備を加速、都市開発に合わせた都心の緑の創出</li> </ul>
緑の持つ多様な機能を「活かす」
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ グリーンインフラの実装、花や水景を活かした公園の魅力創出、緑の名所の創設・保全支援、多摩産材の活動</li> </ul>

出典：東京都

図1-19 「未来の東京」戦略バージョンアップの強化の方向性

### (2) 東京都生物多様性地域戦略(令和5年4月)

東京都は、平成24(2012)年、生物多様性基本法に基づく初めての地域戦略にあたる「緑施策の新展開」を策定し、緑の量と質の確保、新たな緑の創出、利用を通じた普及啓発を目標に掲げ、施策を展開してきました。

令和5(2023)年4月の改定では、令和32(2050)年における東京のあるべき姿を示し、それに向けて令和12(2030)年に達成すべき目標として、生物多様性を回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現を掲げています。

また、地域戦略の改定にあわせて「東京都生物多様性地域戦略アクションプラン」を策定しました。本アクションプランでは、地域戦略で掲げる3つの基本戦略を踏まえた、生物多様性の保全・回復と持続可能な利用に資する都の取組と目標を示しています。

東京都では、上記の戦略に基づき、全庁的な推進体制のもと、PDCA サイクルによる進捗管理を徹底することで、2030年ネイチャーポジティブに向けた取組を推進しています。

2030年目標の実現に向けた基本戦略	
戦略1	生物多様性の保全と回復を進め、東京の豊かな自然を後世につなぐ
戦略2	生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の向上にいかす
戦略3	生物多様性の価値を認識し、都内だけでなく地球規模の課題にも対応した行動にかえる

出典：東京都

図1-20 東京都生物多様性地域戦略の2030年目標の実現に向けた基本戦略

### (3) みどりと生きるまちづくり東京グリーンビズ(令和5年8月)

東京都では、人々の生活にゆとりと潤いを与える緑の価値を一層高め、都民とともに未来に継承していくため、100年先を見据えた新たな緑のプロジェクト「東京グリーンビズ」を令和5(2023)年8月に開始しました。これまでの緑の取組に加え、新たな施策も構築し、東京の緑を「まもる」「育てる」「活かす」観点から取組を強化することで、都民をはじめ様々な方々と取組の輪を広げ、「自然と調和した持続可能な都市」へと進化させていくことを目指しています。



出典：東京都

図 1-21 東京グリーンビズの概要

### (4) 緑確保の総合的な方針(令和2年7月改定)

「緑確保の総合的な方針」とは、減少傾向にある民有地の緑の保全やあらゆる都市空間への緑化推進等を、計画的に推進していくことを主な目的として、都と区市町村(島しょを除く。)が合同で策定したものです。本方針では、10年間の計画期間内に確保する緑などを明らかにするほか、緑確保の取組等を更に進めるための新たな施策を提示しています。

令和2(2020)年7月の改定では、新たな確保地の設定および施策を提示するほか、確保の水準として「特定生産緑地」を新設し、生産緑地を保全すべき農地として明確化しました。



出典：東京都

図 1-22 みどりのタイプ別分布図(緑の系統図)

## 目黒区の動向



## (1) 目黒区基本構想(令和3年3月策定)

目黒区基本構想は、目黒区のまちづくりの基本的な理念や将来像と、それに向けての長期的な目標や政策の方向を示すものです。行政計画の最上位の計画であるとともに、区と区民が共有し、地域社会全体で実現すべき目標ともいえるものです。

目黒区は、この基本構想を行財政運営の基本的かつ総合的な指針として、区政の全ての側面において最大限に尊重しています。

将来像の実現を目指す時期は、21世紀の半ばである20年後の令和22(2040)年を目途とし、今後の区政の運営方針を次のとおり定めています。



出典：目黒区

〈将来像〉 『さくら咲き 心地よいまち ずっとめぐろ』

〈運営方針〉

- 平和と人権・多様性の尊重
- 区民と区が共に力を出し合い連携・協力する区政の推進
- 未来を見据えた持続可能な行財政運営

## (2) 目黒区基本計画(令和3年3月策定)

目黒区基本計画は、区政において今後10年間に取り組むべき課題と施策の基本的な方向を、総合的かつ体系的に示すことで、目黒区基本構想に掲げるまちの将来像である「さくら咲き 心地よいまち ずっとめぐろ」を実現することを目的としています。

目黒区は古くから「人が暮らし、集うまち」であり、基礎自治体である区は、常に目黒に集う人々の暮らしや心身が今よりも健やかで豊かになることを目指してまちづくりを進めていく必要があります。こうした考えから、まちで心地よく生活し、活動する「人」という点に着目して、次の5つの政策目標を掲げています。



出典：目黒区

表 1-2 5つの基本目標

基本目標 ①	学び合い成長し合えるまち
基本目標 ②	人が集い活力あふれるまち
基本目標 ③	健康で自分らしく暮らし続けられるまち
基本目標 ④	快適で暮らしやすい持続可能なまち
基本目標 ⑤	安全で安心して暮らせるまち

### (3) 目黒区環境基本計画(令和5年3月改定)

目黒区環境基本計画は、環境に関する長期目標と施策の方向を示し、区民、事業者、区のそれぞれが担うべき取組を明示するものです。

区の最上位計画である「目黒区基本構想」に掲げる将来像「さくら咲き 心地よいまちずっとめぐろ」を環境面から実現する、目黒区の環境行政の基礎となる計画で、「目黒区基本計画」の補助計画として位置付けられます。

目黒区は、令和4(2022)年2月に2050年ゼロカーボンシティの実現を目指すことを表明し、社会経済情勢の変化に柔軟かつ的確に対応していくため、令和5(2023)年3月に「目黒区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」と「目黒区気候変動適応計画」を包含する計画に改定しました。

計画期間は令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間とし、社会状況の変化等に応じて、概ね5年を目途に中間見直しを行うこととしています。

#### 2030年度二酸化炭素排出量削減目標



#### 2032年度再生可能エネルギー導入目標



2032 (令和 14) 年度までに  
導入容量 (累計) 約 30,000 kW

※FIT認定容量に基づく目標値。2021 (令和3) 年度までの累計と比べて3.5倍に相当。

#### 2032年度区の事務事業における温室効果ガス排出量削減目標



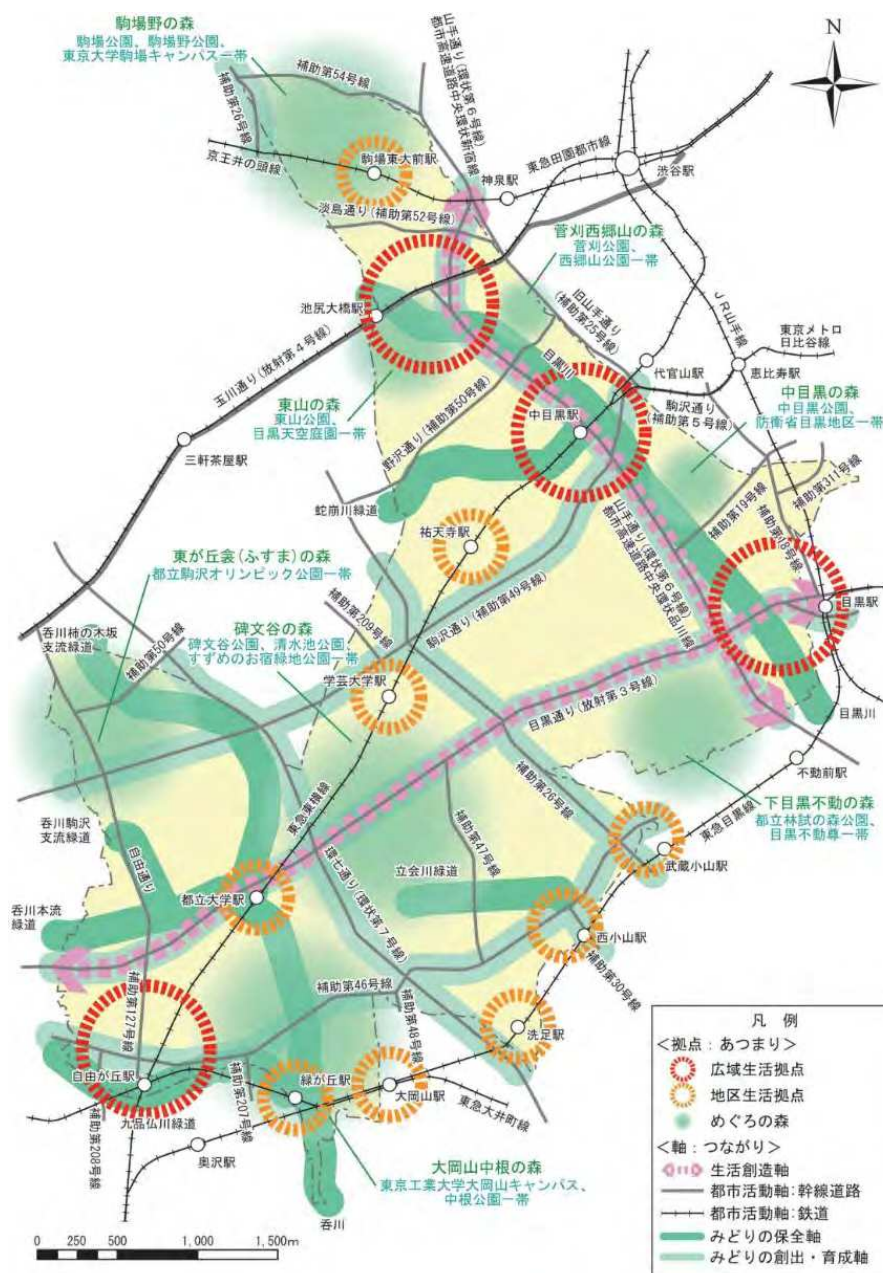
図 1-23 2050年ゼロカーボンシティの実現に向けた3つの目標

#### (4) 目黒区都市計画マスタープラン(令和5年4月改定)

都市計画マスタープランは、20年後のまちの将来像を描き、その実現を目指すための、まちづくりの基本的な方針を定めたものです。

社会経済情勢の変化等を踏まえつつ、今後、区がより多くの人々から「住み続けたい・住んでみたい・また訪れたい」と思われる都市として持続的な発展を続けられるよう、また、東京都「東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」及び、区の「目黒区基本構想」と「目黒区基本計画」との整合が取れたまちづくりを推進するため、令和5(2023)年4月に改定しました。

「都市計画マスタープラン」の目標年次(実現を目指す時期)は、基本構想と同様に20年後の令和24(2042)年度を目途としています。



出典：目黒区

図 1-24 将来都市構造図

## 第5項 みどりと生物多様性の定義

### (1) みどりとは



本計画において「みどり」とは、いわゆる「緑」にあたる樹木・樹林・生け垣・草花・草地に加え、緑や私たち人間を含むあらゆるいきものの生存基盤となる水、土、大気、これらにより形成される環境を包含したものを指します。

みどりは、私たちにうるおいや安らぎを与えてくれるとともに、ヒートアイランド現象や地球温暖化といった環境問題の改善、都市・地域の防災性の向上、風景・景観、歴史・文化の形成等、様々な役割があります。

本計画では、みどりの役割を以下のように整理し、これらの役割を十分に担い、私たちの暮らしに多くの恩恵をもたらしてくれるみどりを「質の高いみどり」と捉えます。



「緑」の持つ多様な機能を最大限発揮させることが必要

出典：東京都

図 1-25 みどりの役割

## (2) 生物多様性とは



生物多様性とは、さまざまな「自然」があり、そこに特有の「固有」を持ついきものがいて、それぞれの命がつながりあっていることをいいます。食料や水の供給、気温等の安定、水質の浄化、私たち人間のうるおいや安らぎの付与などの「生態系サービス」と呼ばれる「自然の恵み」は、生物多様性のバランスの上に成立しています。しかし、近年世界中の人々の消費活動の負荷等によって生物多様性の損失が進行し、地球の生態系に重大な変化をもたらすおそれがあるといわれています。

都市部は世界の人口の半数以上が集中し、消費活動が盛んに行われる一方、多大な生物多様性の恩恵を受けていることから、自然と共生するまちづくりや生態系に負荷をかけないライフスタイルの実践など、生物多様性の確保と習及啓発が重要との認識が広がっています。

目黒区は、令和4(2024)年、区制施行 90 周年を迎えています。樹木本数が減少するなど自然環境の変化が進んでいますが、いきものに配慮した公園の整備や区立小学校でのピオトープの設置を進め、区民の参加により実施してきた生物調査などによって、身近な場所にもさまざまないきものが生息していることが判明しています。



出典：環境省

図 1-26 自然の恵み(生態系サービス)によって支えられる私たちの暮らし



図 1-27 目黒区の歳時の例(自然に育まれている私たちの暮らし)  
区民による身近な生物調査より

## 第2章 めぐるの生物多様性

---

## 第1項 めぐろの風景といきもの

### (1) めぐろの7つの風景

現在の目黒区の風景には、住宅地に残されたみどり、社寺や公園などに昔から残る森、川や池などかつての目黒を思い起こさせる風景がある一方、都市化によって新しく生まれた風景もあります。ここでは、区民から寄せられた自然のニュースなどを基に、いきものの住む特徴的な環境を「めぐろの7つの風景」として示します。

#### 安らぎのある水の風景

かつて農業用に使われていた碑文谷公園弁天池や清水池、海とつながっている目黒川や呑川の下流の風景です。

##### 【具体例】

碑文谷公園弁天池、清水池、目黒川、呑川下流部

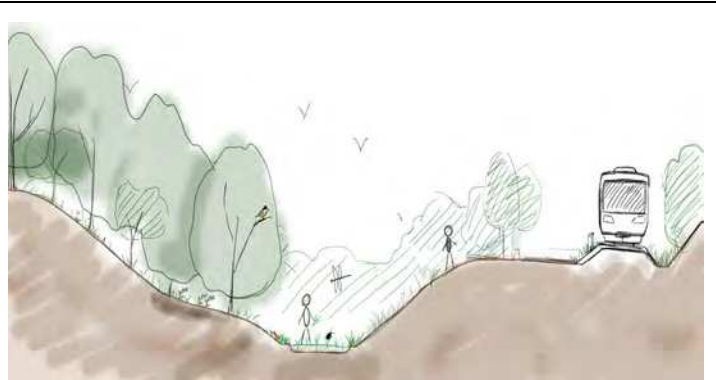


#### 多様ないきものが賑わう風景

いきものの生息拠点となる多様な自然環境の保全を図る取組を、地域や活動団体などと連携して行っている場所です。様々な種類の動植物が集い、共存し、多様ないきもので賑わっている風景です。

##### 【具体例】

駒場野公園、菅刈公園、碑文谷公園

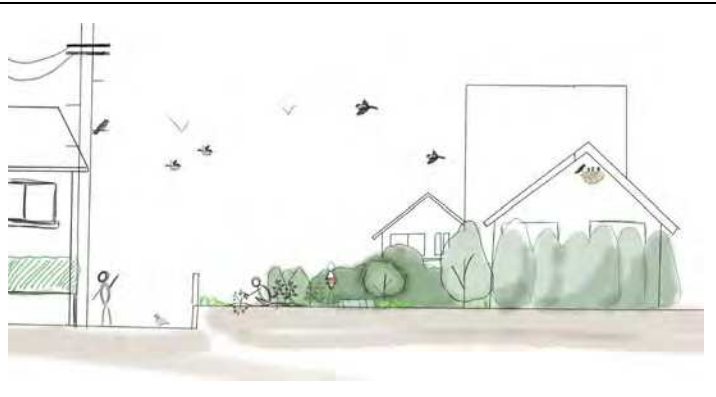


#### 街中にある受け継がれる農地の風景

人の手が入ることによって保ち、伝えられる林や都市農地の風景です。目黒区のかつての田園風景を今に伝えます。

##### 【具体例】

体験農園、貸し農園、ぶどう園、生産緑地



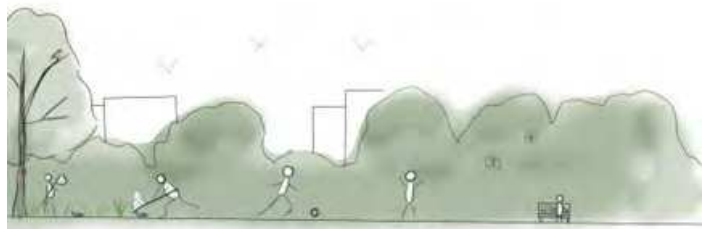
風景はラフ画の段階です。

原っぱの風景

大きな公園の園路沿いや校庭周辺、線路脇の土手などに見られる原っぱ、学校の野草園や、芝生の校庭などです。

【具体例】

中目黒公園、碑文谷公園、東山公園、東大駒場キャンパス

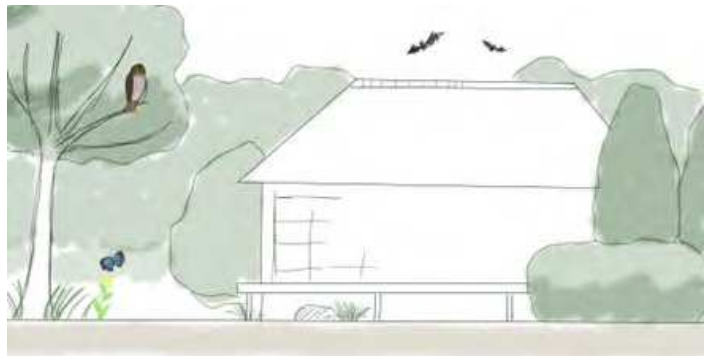


屋敷林や鎮守の森の風景

住宅地の中に点在する樹林で、古くから伝わる屋敷林や、鎮守の森といわれた神社の森、公園や学校の森など、地域のいきもの生息拠点となっている樹林です。

【具体例】

駒場公園、碑文谷公園、中根公園、すすめのお宿緑地公園、目黒不動尊、学校の森、宮野古民家自然公園

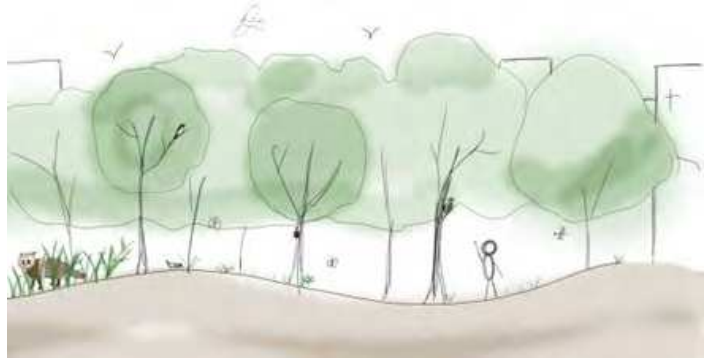


都市の森の風景

大規模な緑地のある地域で、大学や研究所などに残る大きな樹林～目黒川に沿った直に連続して見られる樹林などです。区内のみどりの拠点となっています。

【具体例】

林試の森公園、駒沢オリンピック公園、東大駒場キャンパス、東京科学大大岡山キャンパス



人といきものを繋ぐまちなかのみどりの風景

住宅地の庭、屋上やベランダ、壁面の緑化、学校のビオトープ池、商店街でのフラワーポット等が設置された風景です。緑化された場所には、いきもの生息地となる「土」があり、昆虫や野鳥が飛来します。

【具体例】

住宅地の庭、マンションの屋上、商店街、蛇崩川緑道、呑川緑道、学校ビオトープ池



## (2) めぐろの森

みどりに求められる役割の供給拠点として、区内で特に優れた自然環境を有する公園や大学等の既存の大規模緑地を中心に、「まちの樹林」や「いきものの庭」を含め、みどりの保全と緑化を推進する8つのエリアを「めぐろの森」として位置付けています。

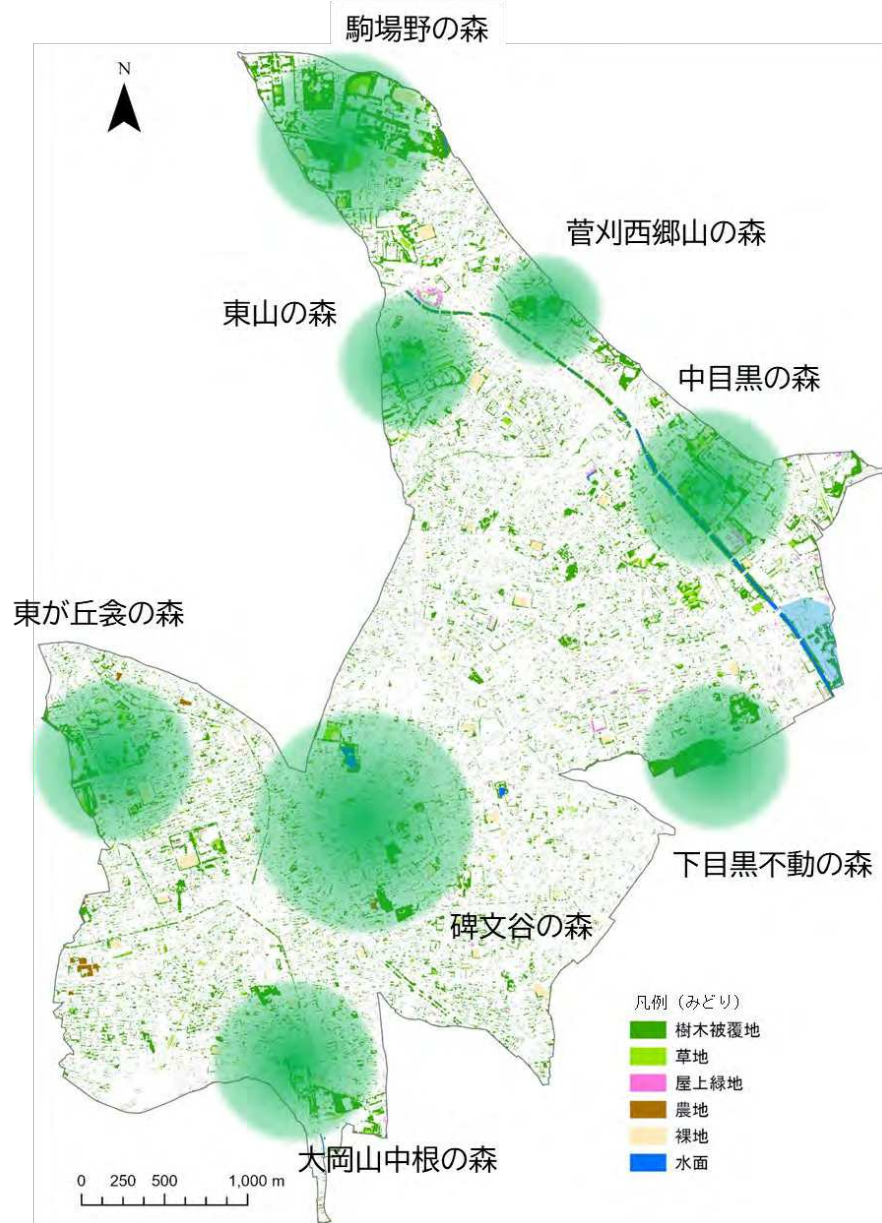


図 2-1 めぐろの森と緑のネットワーク



駒場野の森(駒場野公園)



大岡山中根の森(中根公園)

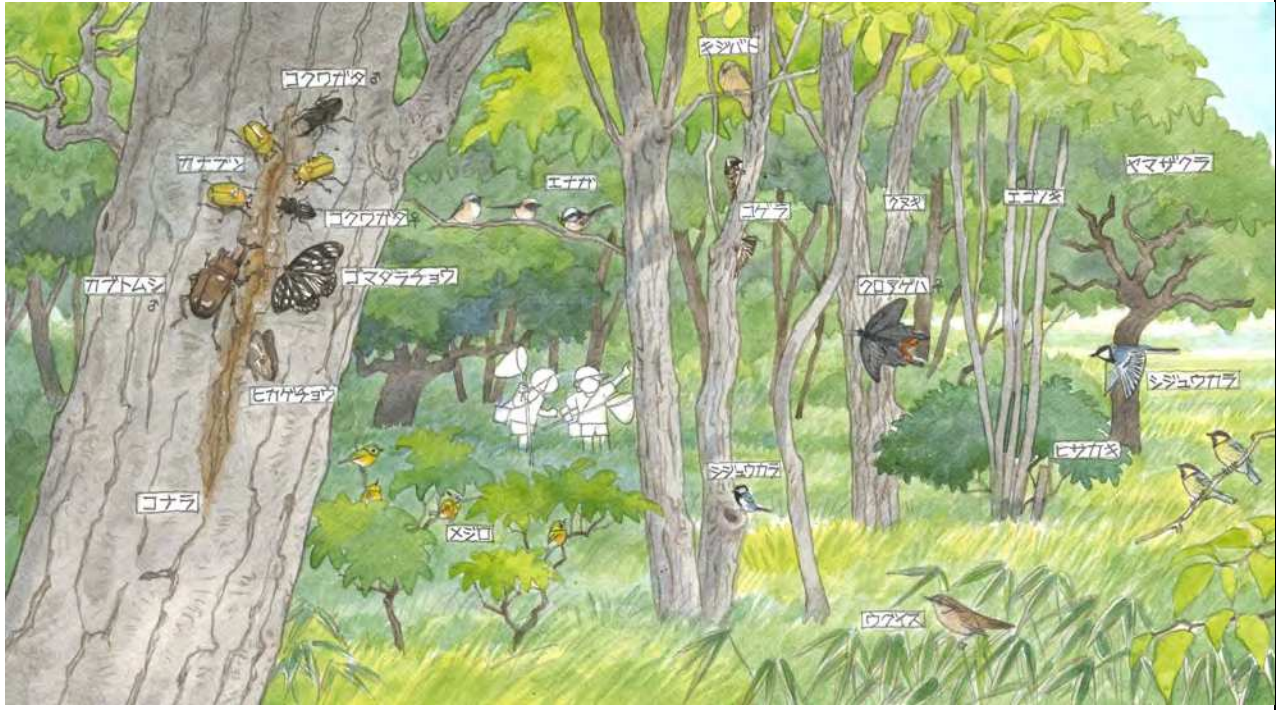




表 2-1 各めぐろの森の概要③

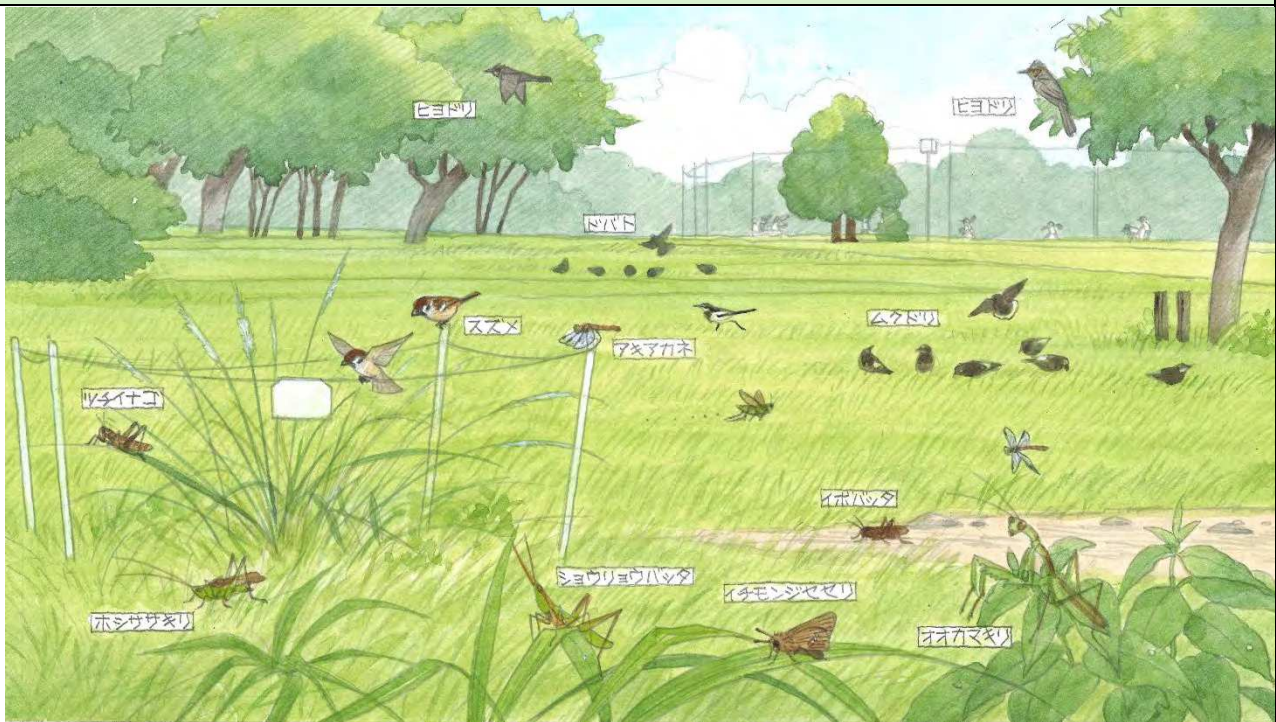
**下目黒不動の森** 都立林試の森公園、下目黒不動尊一帯

- 林試の森公園は、様々な生物の繁殖の場となり、周辺地への重要な供給源となっています。
- 下目黒不動の森は、区内一の規模と豊かな樹林を有する林試の森公園を中核施設としています。



**碑文谷の森** 碑文谷公園、清水池公園、すすめのお宿緑地公園一帯

- 碑文谷公園、すすめのお宿緑地公園、碑文谷八幡宮など、約 1ha の中規模緑地が散在しています。
- 碑文谷公園、清水池公園には大きな池が、すすめのお宿緑地公園、民地には質の高い樹林があり、複数の緑地で、総合的な「森」を形成しています。







## (4) いきもの住民台帳

区内で見られる野生動植物について、自然環境調査や区民参加調査、文献調査などを行い、種名のリストとして集計したものが「いきもの住民台帳(動植物目録)」です。

「いきもの住民台帳」における、区内で確認されているいきものは●●●種です。市街化が進んだ都会でありながら、まだ数多くのいきものが暮らしていることがわかります。これは、住宅地や公園のみどり、目黒川などの水辺など多様な環境があるほか、自然通信員等の区民による継続した観察の記録(区民による身近な生物調査等)が区に集約されているためです。

国や東京都は、絶滅のおそれのある野生生物の種についてリスト(レッドリスト)を作成し公表していますが、区内には、このような希少ないいきものも生息しています。

一方、ワカケホンセイインコやミシシippアカミミガメ、アカボシゴマダラ(チョウ)などの外来生物も生息しています。

表 2-3 目黒区の動植物種数(令和7(2025)年3月までのいきもの住民台帳を集計)

分類	区内確認種類数	絶滅のおそれのある種等																特定外来生物					
		東京都										国											
		絶滅	野生絶滅	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	情報不足	地域個体群	合計	絶滅	野生絶滅	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧		情報不足	合計			
●植物																							1
●きのこ類																							0
●哺乳類																							0
●鳥類																							2
●爬虫類																							3
●両生類																							1
●魚類																							3
●クモ類																							0
●昆虫類																							1
●甲殻類																							1
●貝類																							1
合計	1721	24	0	4	36	39	49	24	14	2	184	0	0	4	4	9	13	12	9	42	13		

現在集計中です。

注:判定基準 東京都レッドリスト(本土部)2020年版見直し版(2020:東京都環境局)

東京都レッドデータブックの 카테고리区分は以下のとおりである。

名称	基本概念
絶滅	EX 過去の生息が確認されており、飼育下・栽培下含め絶滅している種
野生絶滅	EW 飼育下・栽培下で存続しているが野生下では絶滅している種
絶滅危惧Ⅰ類	CR+EN 減少要因が引き続き作用する場合に野生での存続が困難な種
絶滅危惧ⅠA類	CR ごく近い将来、野生での絶滅の危険性が極めて高い種
絶滅危惧ⅠB類	EN 近い将来野生での絶滅の危険性が高い種
絶滅危惧Ⅱ類	VU 減少要因が引き続き作用する場合、近い将来 CR+EN に移行することが確実な種
準絶滅危惧	NT 絶滅危険度は少ないが条件によっては上記区分へ移行する要素ある種
情報不足	DD 絶滅危惧カテゴリーへ移行する属性があるが、情報が十分でない種

環境省レッドリスト 2020(2020:環境省)

環境省レッドリストの 카테고리区分は以下のとおりである。

名称	基本概念
絶滅	EX 我が国ではすでに絶滅したと考えられる種
野生絶滅	EW 飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種
絶滅危惧Ⅰ類	CR+EN 絶滅の危機に瀕している種
絶滅危惧ⅠA類	CR ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
絶滅危惧ⅠB類	EN ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
絶滅危惧Ⅱ類	VU 絶滅の危険が増大している種
準絶滅危惧	NT 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
情報不足	DD 評価するだけの情報が不足している種

## (5) いきもの調査

平成 26(2014)年に策定した「目黒区生物多様性地域戦略」の取組成果を検証するために、令和6(2025)年度に表 2-4 に示す、目黒区内の区立公園等4地点、及び都立公園2地点の計6地点を対象に生物相の現況把握調査を行いました。

また、調査方法は表 2-5 に示すとおりです。

表 2-4 地点名称並びに地点位置

対象地(公園)名	目黒区風景区分	所在地
1 東山公園	草はら、小さな水辺	東山
2 目黒天空庭園	新しいみどり	大橋
3 中目黒公園	草はら、小さな水辺	中目黒
4 都立林試の森公園	都市の森、小さな水辺	下目黒
5 都立駒沢オリンピック公園	都市の森	東が丘
6 目黒川	広がりのある水辺	—

表 2-5 調査方法

種別	方法	時期(調査日数)
鳥類	目視、鳴き声による種の特定制を行った。 また、繁殖状況を確認(営巣、巣立ち雛)した。	【令和6年】 春季(7)、夏季(3)、 秋季(4) 【令和7年】 冬季(4)
昆虫類	目視確認、一時採捕、ピットホールトラップ等により繁殖状況(食草、産卵、幼虫、蛹の確認)を調査した。 多くは目視確認で進め、公園利用者の目に触れることが多い、大型種、色彩、模様が特徴的な種などを中心に調査した。 また、東山公園、中目黒公園、林試の森公園の3か所で、基本的に人の立ち入りが規制されているエリア内でトラップ調査を実施した。	【令和6年】 春季(6)、夏季(8)、 秋季(4)
両生類、爬虫類、ほ乳類	目視確認、生活痕(食痕、足跡)、無人撮影カメラで調査した。 無人撮影カメラを東山公園、中目黒公園、林試の森公園の3か所に設置し、いずれも人の立ち入りが規制されているエリア内で実施した。	【令和6年】 春季(2)
水生生物	カゴ罟、タモ網による一時採捕を実施した。	【令和6年】 春季(1)、夏季(1)
植物	東山公園、中目黒公園、林試の森公園の3か所で草本種、木本種、つる植物の植生状況を調査した。	【令和6年】 春季(6)、夏季(2)、 秋季()



ツバメジミ(東山公園)



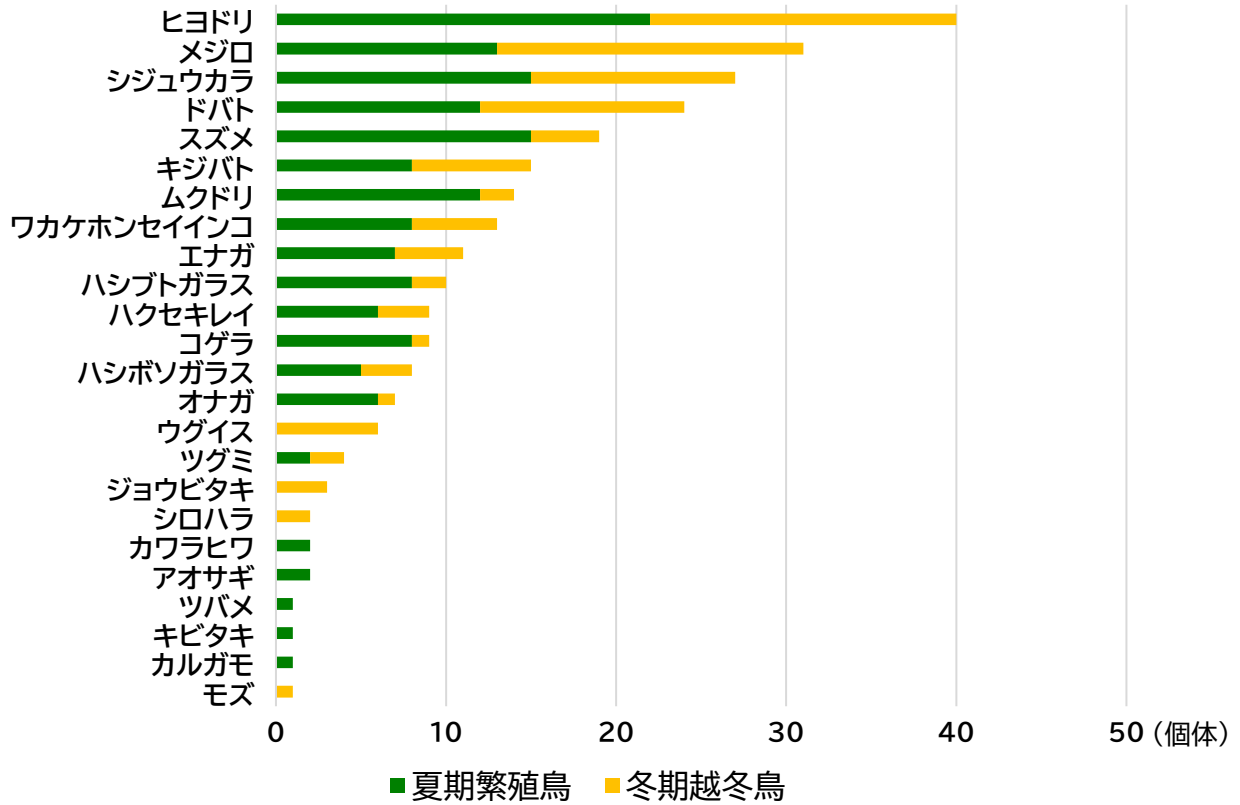
オオシオカラトンボ(東山公園)



ムラサキカタバミ(林試の森公園)

### ○鳥類の確認種数

確認種としては、スズメ、ヒヨドリ、ハシブトガラスなど都市鳥と言われる種が多くを占めました。調査期別にみると、通年(繁殖期、越冬期)確認種が最も多く 15 種確認されました。繁殖期だけに見られた種は 5 種、同越冬期のみが 4 種確認されました。



注:調査時期 令和6年春季、夏季、秋季及び令和7年冬季

図 2-3 確認期別確認情報数

1年を通して多く見られる種		
		
ヒヨドリ(中目黒公園)	メジロ(林試の森公園)	ワカケホンセイインコ(東山公園)
特定の季節に見られる種		
		
ジョウビタキ[オス](中目黒公園)	ジョウビタキ[メス](目黒天空庭園)	シロハラ(林試の森公園)

## ○昆虫類の確認種数

現地において111種類目視にて確認されました。分類群で見ると、ナミアゲハ、モンシロチョウなどのチョウ類が30種、カナブン、タマムシ、テントウムシなどの甲虫類が29種確認されました。

表 2-6 確認昆虫の確認種数

分類(目名)	種数
チョウ類(チョウ目チョウ類)	30
コウチュウ類(コウチュウ目)	29
バッタ(類バッタ目)	9
トンボ類(トンボ目)	10
ハチ類(アリ目)	8
セミ類(カメムシ目ヨコバイ亜目)	5
カメムシ類(カメムシ目カメムシ亜目)	7
アブ(ハエ目)	5
ガ(チョウ目ガ類)	4
その他	4
合計	111



ツバメシジミ(東山公園)



ムラサキシジミ(東山公園)



カナブン(東山公園)



クロイトトンボ(東山公園)



ナミアゲハ(中目黒公園)



ゴマダラチョウ(中目黒公園)



オンブバッタ(中目黒公園)



ヒメジャノメ(林試の森公園)



ナミヒカゲ(林試の森公園)

○両生類、爬虫類の確認種数

爬虫類 8 種、両生類 3 種が確認されました。哺乳類に関しては、明確な確認はできませんでした。

表 2-7 爬虫類・両生類確認種一覧

調査地点 確認種		調査地点						合計	外来種 DB区分 東京都 R
		中目黒	東山	林試	駒沢OL	天空庭園	目黒川		
爬虫類	アオダイショウ			○				1	NT
	ヒバカリ	○		○			○	3	VU
	ニホントカゲ	○	○	○	○		○	5	CR+EN
	カナヘビ			○				1	CR+EN
	スッポン			○				1	CR+EN
	イシガメ			○				1	CR
	クサガメ			○				1	外来
	アカミミガメ			○				1	特定外来
両生類	ヒキガエル	○	○					2	VU
	ニホンアカガエル		○					1	EN
	ウシガエル			○				1	特定外来
確認種数		3	3	9	1	0	2	18	

注：東京都レッドデータブックのカテゴリー区分は以下のとおりである。

名称		基本概念
絶滅	EX	過去の生息が確認されており、飼育下・栽培下含め絶滅している種
野生絶滅	EW	飼育下・栽培下で存続しているが野生下では絶滅している種
絶滅危惧Ⅰ類	CR+EN	減少要因が引き続き作用する場合に野生での存続が困難な種
絶滅危惧ⅠA類	CR	ごく近い将来、野生での絶滅の危険性が極めて高い種
絶滅危惧ⅠB類	EN	近い将来野生での絶滅の危険性が高い種
絶滅危惧Ⅱ類	VU	減少要因が引き続き作用する場合、近い将来 CR+EN に移行することが確実な種
準絶滅危惧	NT	絶滅危険度は少ないが条件によっては上記区分へ移行する要素ある種
情報不足	DD	絶滅危惧カテゴリーへ移行する属性があるが、情報が十分でない種



ヒバカリ(中目黒公園)



イシガメ(林試の森公園)

○水生生物の確認種数

水生生物に関しては、現地調査対象地点5か所のうち、水場環境を有する3地点(東山公園、中目黒公園、林試の森公園)で実施しました。

どの地点も、多数のアメリカザリガニの侵入が確認されました。中でも、中目黒公園、林試の森公園は個体数が多く、1回の調査で100頭以上が確認されています。

表 2-8 水生生物の確認種一覧

分類	種名	地点名	東山公園		中目黒公園		林試の森公園	
		実施日	4/17	6/12	4/17	6/12	5/8	6/26
魚類	コイ		○					
	モツゴ				○	○	○	○
	メダカ		○	○	○		○	○
	タイリクバラタナゴ				○	○		
	カダヤシ						○	
爬虫類	スッポン						○	
	イシガメ						○	
	クサガメ						○	
	アカミミガメ						○	○
両生類	ヒキガエル		○		◎			
	ウシガエル						○	○
甲殻類	ヌマエビ		○	○			○	○
	アメリカザリガニ		○	○	◎	○	◎	
昆虫類 (トンボ)	シオカラトンボ		○	○				○
	オオシオカラトンボ		○	○				
	アキアカネ		○					
	クロスジギンヤンマ		○					
	クロイトトンボ		○	○				
	アジアイトトンボ			○	○			

注：○確認種、◎確認個体が極めて多い



アメリカザリガニ(中目黒公園)



タイリクバラタナゴ(中目黒公園)



クロイトトンボのヤゴ(東山公園)

○植物の確認種数

調査の結果、草本種 105 種、木本種 76 種、つる植物 12 種の合計 193 種の植物を記録しました。いずれの種も林試の森公園が最も多い結果となりました。

表 2-9 対象地別確認種数

対象地	中目黒	東山	林試の森	計
草本種	44	35	46	105
木本種	25	44	51	76
つる植物	6	5	9	12
合計	75	84	106	193



緑化花壇(目黒川緑道)



林床(林試の森公園)



ビオトープ(東山公園)



草地(目黒天空庭園)



ウシハコベ(林試の森公園)



キランソウ(林試の森公園)



クサイチゴ(駒沢公園)



ウツギ(目黒川)

## 第2項 区民や企業等の活動

### (1) 区民による生物調査

目黒区では、自然の変化を記録するため、広く区民への呼びかけを行い、区民から区内にいるいきものの観察記録を集めて、そこから区の自然の姿や変化を把握する様々な区民参加型の生物調査を実施しています。

情報提供を行った方に「自然通信員」として登録いただき、引き続き情報提供をお願いしています。平成9年から開始、現在約1,200世帯が登録しています(令和7(2025)年3月末現在)。

#### 「自然通信員だより」や「いきもの住民台帳」の発行

集まったいきもの情報を紹介するニュースレター「自然通信員だより」や区内のいきもののリスト「いきもの住民台帳」を発行し、目黒区の身近な自然との素敵な出会いや、思わぬ発見の様子を伝えています。自然通信員だよりは令和6年度末時点で76号まで発行しています。

住民台帳の名は、身近な場所に暮らす「いきもの」たちを、私たちとともにすむ「目黒区の住民」としてとらえたものです。最近見かけるようになった種類、今では見られなくなった種類など、地域や学校での活動や観察のヒントにご活用ください。



自然通信員だより



#### シジュウカラの巣箱モニター

区の鳥シジュウカラの巣箱を配布した巣箱モニターが営巣から巣立ちの様子までの観察記録を報告する調査です。昭和59年より実施しており、平成27年から令和6年の間に、37つの巣箱で営巣し、77羽のヒナが巣立ちました。また、令和7年に目黒区総合庁舎屋上の目黒十五庭に設置されている巣箱から2羽のヒナが巣立ちました。



巣箱に入るシジュウカラ



巣箱の中のヒナ

#### いきもの住民会議の開催

いきもの住民会議は、区民・自然通信員の生物調査能力の向上を図る調査会であり、区民・自然通信員同士での交流の場ともなっています。毎年1回実施しています。



東大駒場キャンパスでの開催



林試の森公園での開催

#### 自然観察教室(いきもの発見隊)の実施

いきもの発見隊は、日々暮らしている目黒区の身近な自然やいきものに直接触れることにより、生物多様性の大切さについての理解を深めていくことを目的として、例年春と秋に2回程度計画しています。なお、このうち、目黒川で実施するいきもの発見隊は平成9年より例年実施しています。



いきもの発見隊



顕微鏡での観察



グリーンデータブック

区民が見つけたいきものたちを、これまでに区が行った「みどりの実態調査」や「自然環境基礎調査」の結果と一緒に取りまとめ、紹介しています。これまで蝶や蜂、水辺のいきもの等 10 冊が発行され、令和7（2025）年3月に発行したグリーンデータブックでは目黒区の野鳥について紹介しています。



目黒区の野鳥 Vol.2

野鳥の特徴や生態、目黒区で確認されている186種類の野鳥リストが掲載されています。



過去に発行されたグリーンデータブック  
(両生類・爬虫類、野草、ハチ等)

## (2) 区民の活動

目黒区の公園では清掃・花壇管理等の維持管理活動や、地域住民を対象としたイベント企画運営活動などさまざまなボランティア活動が行われ、区がその活動を支援しています。

公園の清掃や花壇管理、雑木林の育成など公園を保全するボランティア活動や公園の利用促進を図るためのイベントなどの企画運営活動を公園活動登録団体が行っています。



### グリーンクラブの活動

グリーンクラブは「自分たちの手で、自分たちの街を美しく」という理念のもと、地域住民 3 世帯以上で 1 つのグループを作り、公園や緑道等の花壇を手入れする登録制のボランティア団体です。

春(2月)・夏(5月から6月)・冬(11月)の年3回、区が配布する花苗を、指定された花壇に植え付け、年間を通じて手入れをする活動をしており、地域の方々の手で、街の美化と緑化活動を行っています。

96 団体が登録・活動中です(令和7(2025)年3月末現在)。



花壇の様子



### 生物多様性保全林での活動

生物多様性保全林とは、区内の公園や公共施設等で、持続性がある一定規模以上の緑地についてエリアを指定し、みどりの保全やいきものの生息拠点としての機能向上を図り、いきものの生息拠点となっている場所を保全するものです。

菅刈公園(平成 27 年度指定)、駒場野公園(平成 29 年度指定)、碑文谷公園(令和 5 年度指定)の3箇所を指定しています。生物多様性保全林の指定は以下の条件のもとで行っています。

1.	樹林面積が 300 m <sup>2</sup> 以上ある場所
2.	生物の生息・生育環境として優れている場所
3.	自然環境を保全する活動を区民などが行っている場所
4.	生物多様性地域戦略に示すエコロジカルネットワークを形成する上で重要となる生物の生息拠点である場所

上記の対象緑地を生物多様性保全林に指定するため、地域の皆さまやボランティア団体と連携し、将来像や目標、管理方針等を定め、どのような管理・運営を行うのかを整理するとともに、自然環境の保全・回復に向けた取り組みを行う「生物多様性保全林事業」を行っています。

本事業は、目黒区生物多様性地域戦略では、野鳥のすめる多様な環境をつくる取組として、目黒区みどりの基本計画では、歴史文化の薫るみどりを守り伝える取組として位置づけられている両計画に基づく事業です。



管理運営計画書(駒場公園の育児書)



平成 29(2017)年度に、駒場野公園を「生物多様性保全林」に指定しました。平成 30(2018)年度からの 3 か年の事業の中で、課題の整理や大池のかいぼり、ボランティアの方々を交えた意見交換などを行い、令和 2(2020)年度に、公園管理運営計画書の見直しを行いました。

さらに、公園管理に携わる方だけでなく、これから携わる方にもわかりやすいよう、公園管理運営計画書の概要版として「駒場野公園の育児書 ～里地・里山の風景を未来へ～」を作成しました。



保全林事業での取組(駒場野公園、菅刈公園、碑文谷公園)

公園管理運営計画に基づき、多様な自然環境の保全を図る取組を地域や活動団体などと連携して行われています。菅刈公園では、公園内の崖線林に残る樹木の保全のために郷土種の育成等をNPO 法人と連携しています。駒場野公園では、希少種を含む多様ないきものが生息する樹林や池・水田の環境保全・回復に向けた取組を地域住民によるボランティア団体や近隣の学校と連携しています。



駒場野公園 粗朶柵づくり



駒場野公園 いきもの調査



駒場野公園 大池のかいぼり



駒場野公園 木こり体験



菅刈公園 どんぐりん



碑文谷公園 畑づくり



菅刈公園 菅刈椎塾



菅刈公園 キノコの菌打ち

### (3) 企業や学校等の活動

大橋ジャンクションの内側に位置する大橋換気所の屋上には、民間企業によって創出された「自然再生緑地 おおはし里の杜」があります。換気所の建物には換気のための勾配があり、その勾配を利用してかつての目黒川周辺の自然を復元しており、環境省の認定制度「自然共生サイト」や東京都の「江戸のみどり登録緑地」として認定されています。



自然再生緑地 おおはし里の杜

また、目黒区では、平成 28(2016)年度に自由が丘のまちづくり会社である株式会社ジェイ・スピリットを都市再生特別措置法に基づく都市再生推進法人に指定し、自由が丘駅周辺地区(駅を中心とした約 76ha の区域)において、公民連携によるまちづくりを推進しています。

このような民間企業等が主体的に取り組んでいる活動と連携し、みどりやいきものに配慮したまちづくりを推進しています。



#### 生物多様性に配慮した民間緑化

目黒区は、「生物多様性活用緑化ガイド(パンフレット)」を作成し、民間の緑化計画認定の際に生物多様性に配慮した緑化の推進をお願いしています。



#### 学校等との連携によるビオトープの整備

目黒区内の24か所(令和7年時点)の小学校等へビオトープを整備しています。導入した学校での総合学習をはじめ、様々な活用が行われています。



このあとに、現行の生物多様性地域戦略の方針図に基づき、これまで区が区民とともに取り組んできた実績を掲載予定です。

## 第3項 生物多様性の課題

目黒区生物多様性地域戦略(平成 26(2014)年3月策定)では、まち全体にみどり豊かな環境をつくりだし、野鳥などの身近ないきものとのふれあいが広がり、自然と共生する暮らしを誰もが実践している社会を目指し、3つの目標を設定し、「取組の方向性」によって施策を進めてきました。

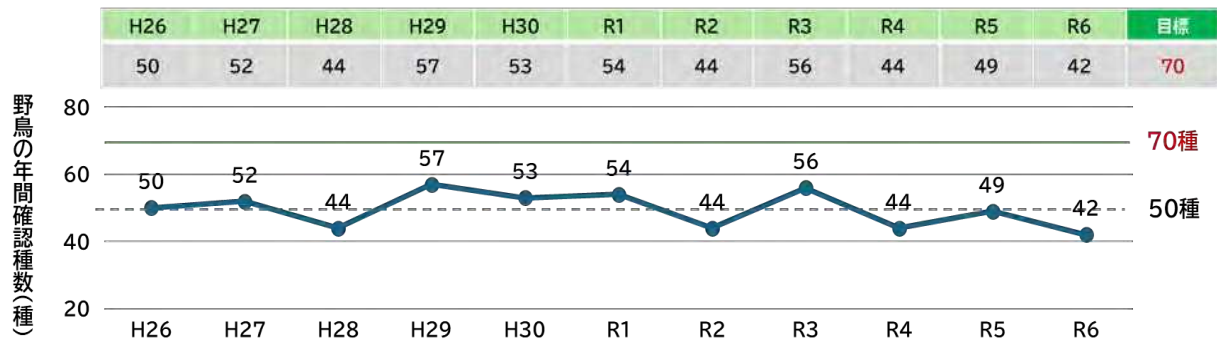
各目標の達成状況は次のとおりです。

### 目標1 みどりの風景をまもり、いきものにやさしさのある環境をつくります

取組の方向性 環境形成の目標指標となる種を設定し、野鳥のすめる多様な環境をつくる

#### 短期目標の指標①:野鳥の年間確認種数 50 種を維持し、70 種を目指す

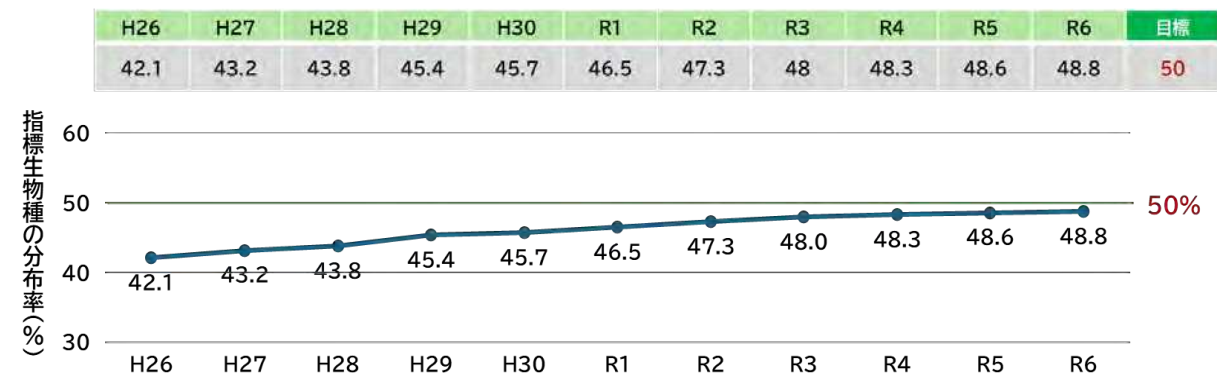
表 2-10 野鳥の年間確認種数の推移



達成状況：野鳥の年間確認種数は50種前後(年平均49.5種)を推移し、**一部目標達成**

#### 短期目標の指標②:タンポポ、ツバメ等(154種)の指標在来生物種の分布率 50%

表 2-11 指標生物種の分布率※



(※区内の番地(約 2,200 区画)のうち、区民による身近な生物調査等により指標在来生物が確認された割合(累計))

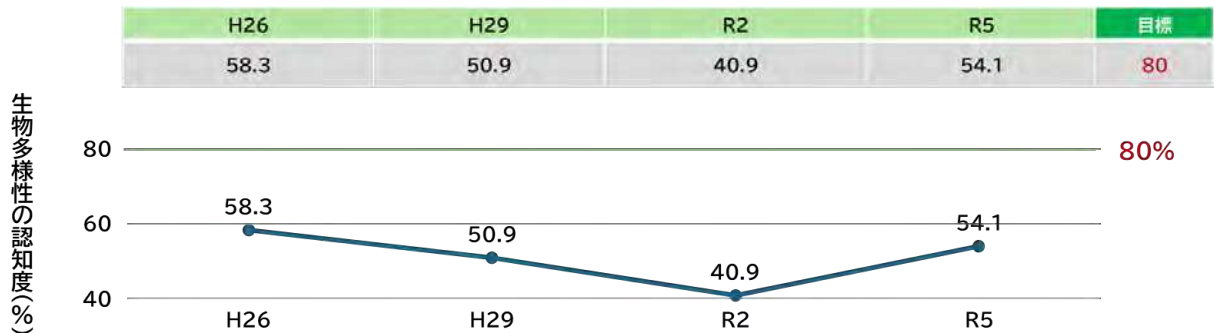
達成状況：指標在来生物種の分布率は上昇傾向にあり、**目標達成に向け推移**

**目標2 自然とのふれあいを大切にすためぐろの暮らしを未来に伝えます**

取組の方向性 親しむ・ふれあう・学ぶ暮らしを実践し、自然と共生する豊かな心を育む

**短期目標の指標:世論調査における「生物多様性」の言葉の認知度 80%**

表 2-12 「生物多様性」の言葉の認知度の推移(3年毎の世論調査結果)



達成状況 : 生物多様性の言葉の認知度は、**減少傾向～横ばいで推移**

**目標3 すべての主体があらゆる活動で「ささえあう生命の轡」の確保を目指した協力と連携を行います**

取組の方向性 協力し、連携するまちづくり活動を推進し、ささえあう生命の轡を区内全域に広げる

**短期目標の指標:グリーンクラブなどの公園等で活動を行う登録団体数 120 団体、いきもの住民会議の開催の継続**

表 2-13 グリーンクラブ等の登録団体数・いきもの住民会議の開催年

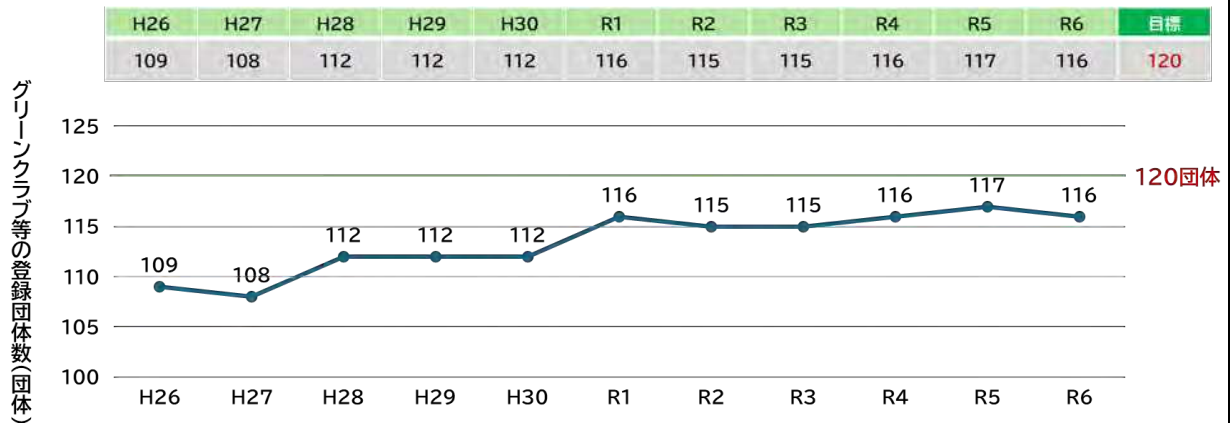


表 2-14 いきもの住民会議の開催年

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	目標
開催年		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	継続



達成状況①: グリーンクラブ登録団体数は、**横ばい～増加傾向で推移**  
 達成状況②: いきもの住民会議は、H27以降開催を継続し、**目標達成**

## 取り組むべき課題

今後の生物多様性の保全に関わる課題を次のとおり抽出します。

### 課題 ① 生態系に配慮したみどりの保全・創出に係る取組の充実

- 地域戦略の目標である野鳥の年間確認種数 70 種を目指し、引き続き生態系に配慮したみどりの保全・創出に係る取組を充実させていく必要があります。

### 課題 ② 公民連携で進める「めぐろの森」の保全管理、外来生物の防除等の普及啓発

- 多様な生物の生息が確認されている「めぐろの森」の保全管理を公民連携で進めるとともに、これらの生息環境の重要性を区民に広く普及し、外来生物の防除や野生生物とのかわりなどリテラシーを高めることが求められています。

### 課題 ③ 緑道や街路樹、個人の庭、生け垣、プランター等のいきものの移動経路の確保

- 「めぐろの森」など重要な生息地の周辺地域においても、いきものの重要な移動経路となっている可能性を踏まえ、緑道や街路樹等の管理を継続するとともに、個人の庭や生け垣、プランター等の小さなみどりをつなげていくことが求められています。

### 課題 ④ 生活の身近な問題として生物多様性に配慮した行動

- 目黒区の生物多様性の認知度は減少傾向～横ばいである一方で、都市部での消費活動が生物多様性の多大な恩恵を受けていることを踏まえ、エシカル消費<sup>注)</sup>など生活の身近な問題として生物多様性に配慮した行動を促す取組の拡充が求められています。

注) エシカル消費とは、人や社会、環境に配慮した消費行動のこと

## 第3章 めぐるのみどり

---

## 第1項 みどりの現状

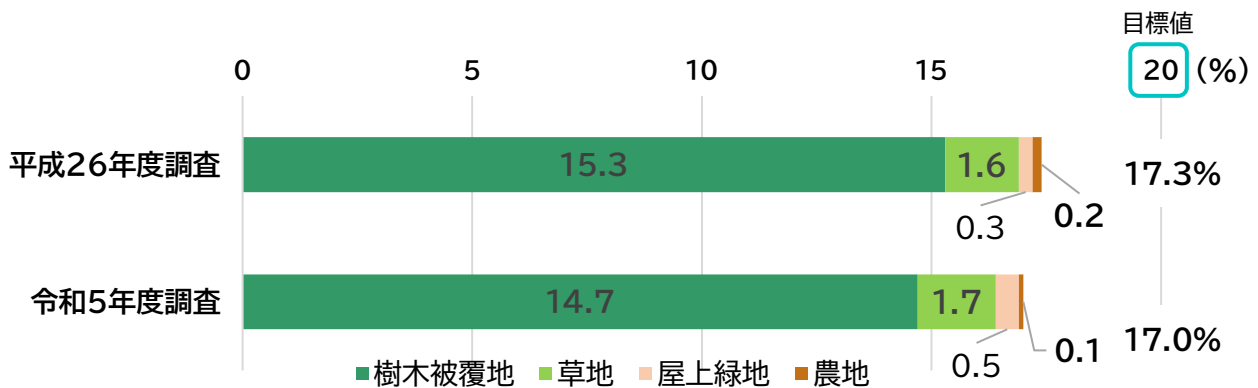
### (1) みどりの変化

#### ① 緑被率

令和5年(2023)年度に実施したみどりの実態調査の結果では、緑被率は、17.0%となっています。このうち、樹木被覆地率は14.7%、草地率は1.7%となっており、屋上緑地率は0.5%、農地率は0.1%となっています。

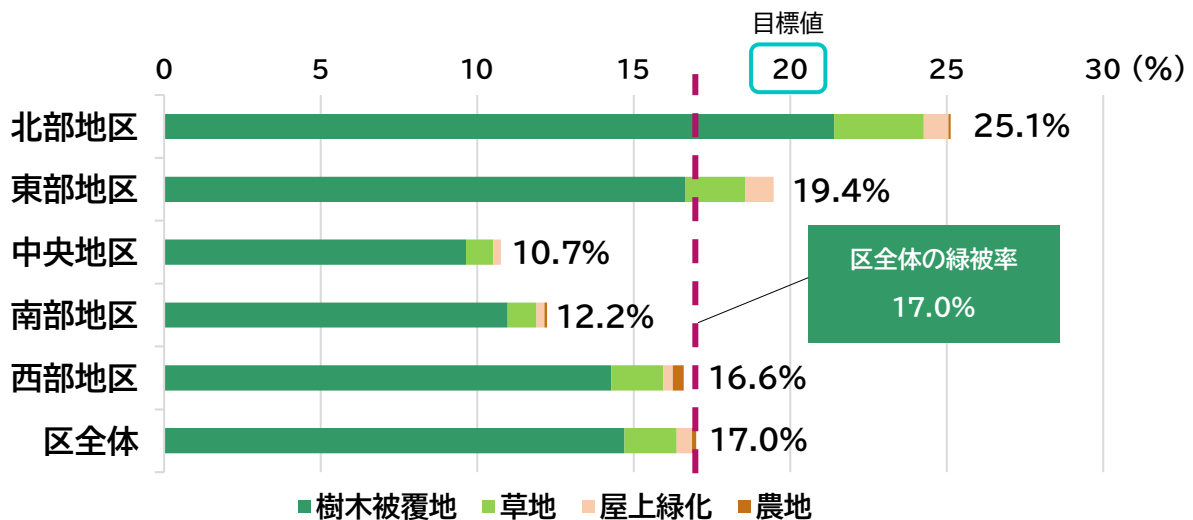
緑被の構成比では、樹木被覆地が全体の86.5%を占め、草地は9.9%、屋上緑地が2.9%、農地が0.7%となっています。緑被以外では裸地が小さい規模で多く、更地や宅地、未舗装の駐車場なども含まれ、裸地率は1.2%となっています。また、主な水面は目黒川や碑文谷公園等に大規模に見られ、上空から確認できる水面の面積(水域投影)は0.3%となっています。

前回調査(平成26(2014)年度)と比較すると、緑被率は17.3%から17.0%へ0.3ポイント減少しています。減少率はおよそ2.0%で、面積で約5haの緑被地が減少しています。



出典:「令和5年度目黒区みどりの実態調査報告書」

図 3-1 区全体の緑被率の推移



出典:「令和5年度目黒区みどりの実態調査報告書」

図 3-2 地区別の緑被率

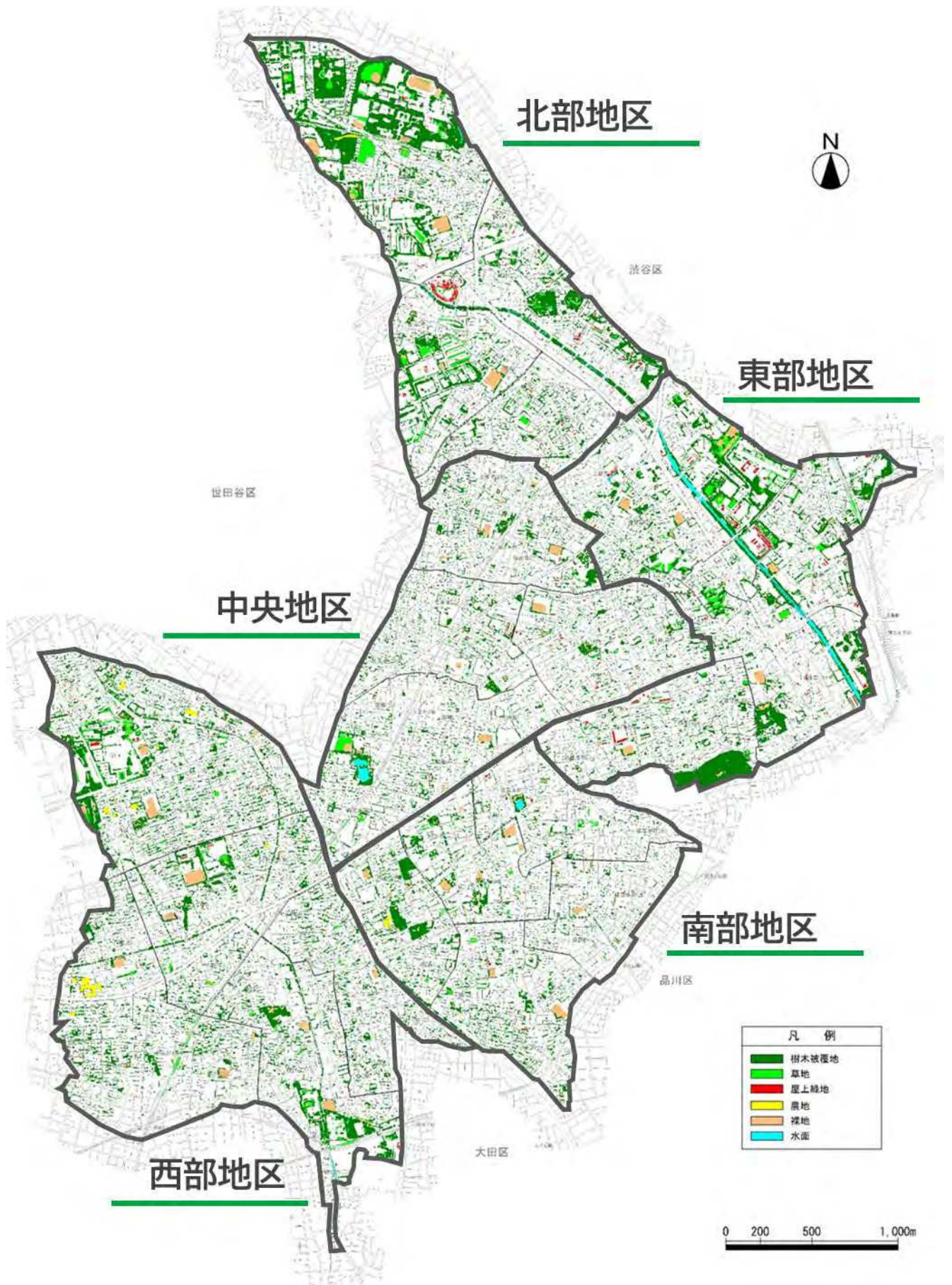


図 3-3 緑被分布図

② 用途地域別の緑被率

本区では区面積の約 8 割を住居系の 5 つの用途地域が占めており、これらの用途地域に全緑被地のおよそ 90%が存在しています。なかでも第一種低層住居専用地域(区全面積の 40.3%)には、全緑被の 41.1%の緑被地があります。同様に第一種中高層住居専用地域(区全面積の 21.0%)には、全緑被の 30.2%があり、この 2 つの用途地域に区的全緑被地の約 7 割が分布しています。

一方、商工業系全体の緑被率(9.1%)は、区全体の緑被率を大きく下回っており、近隣商業地域が 6.2%ともっとも低くなっています。

住居系では、第一種低層住居専用地域の占める割合が大きいため、その緑被率の減少が影響して、住居系全体で 0.5 ポイントの減少となっています。商業系では、近隣商業地域でやや減少しているものの、それ以外の用途地域での上昇に伴い、商業系全体で 0.6 ポイント増加しています。

経年変化を見ると、第二種中高層住居専用地域が 2.5 ポイントともっとも増加しており、商業地域が 1.7 ポイントで続いています。一方、第一種低層住居専用地域で 1.4 ポイント減少しており、それ以外の用途地域では 1 ポイント未満の増減となっています。

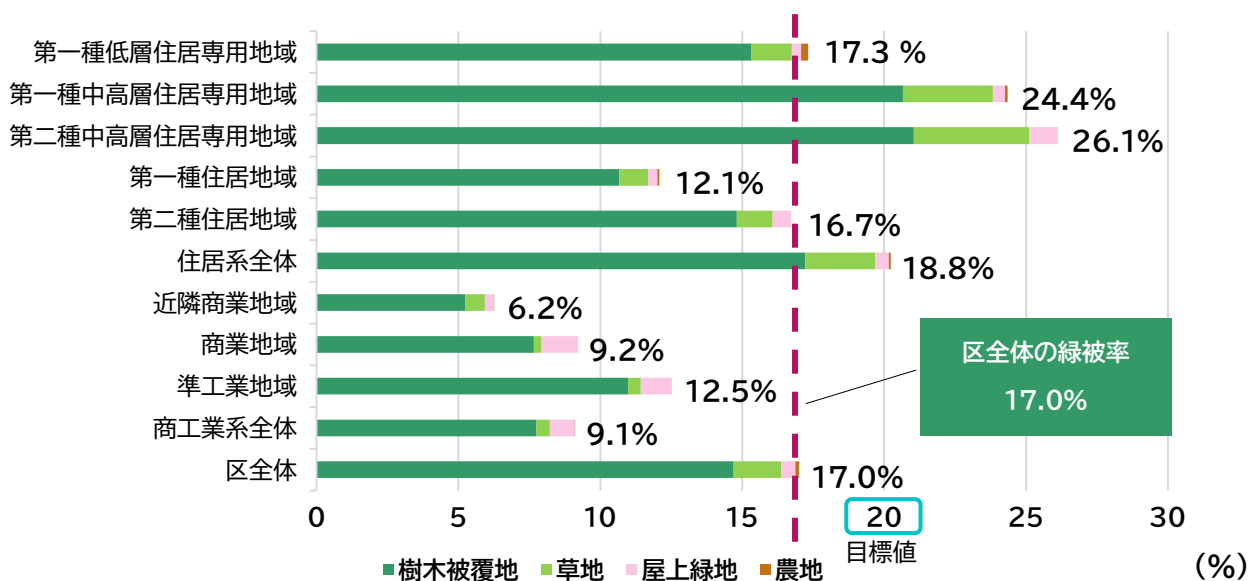


図 3-4 用途地域別の緑被率

表 3-1 用途地域別の緑被率経年変化

用途地域	平成26年度調査		令和5年度調査		増減		令和5年度緑被面積構成比(%)	
	緑被面積(m <sup>2</sup> )	緑被率(%)	緑被面積(m <sup>2</sup> )	緑被率(%)	緑被面積(m <sup>2</sup> )	緑被率(ポイント)		
住居系	第一種低層住居専用地域	1,107,891	18.7	1,025,092	17.3	-82,799	-1.4	41.1
	第一種中高層住居専用地域	759,132	24.5	753,578	24.4	-5,554	-0.2	30.2
	第二種中高層住居専用地域	148,066	23.6	163,792	26.1	15,726	2.5	6.6
	第一種住居地域	214,398	11.8	218,659	12.1	4,260	0.3	8.8
	第二種住居地域	77,852	16.4	79,283	16.7	1,431	0.3	3.2
住居系全体	2,307,340	19.3	2,240,404	18.8	-66,935	-0.5	89.9	
商工業系	近隣商業地域	64,656	6.5	62,757	6.2	-1,899	-0.2	2.5
	商業地域	72,418	7.5	89,106	9.2	16,688	1.7	3.6
	準工業地域	99,046	12.3	100,926	12.5	1,880	0.2	4.0
	商工業系全体	236,120	8.5	252,789	9.1	16,669	0.6	10.1
区全体	2,543,459	17.3	2,493,193	17.0	-50,266	-0.3	100.0	

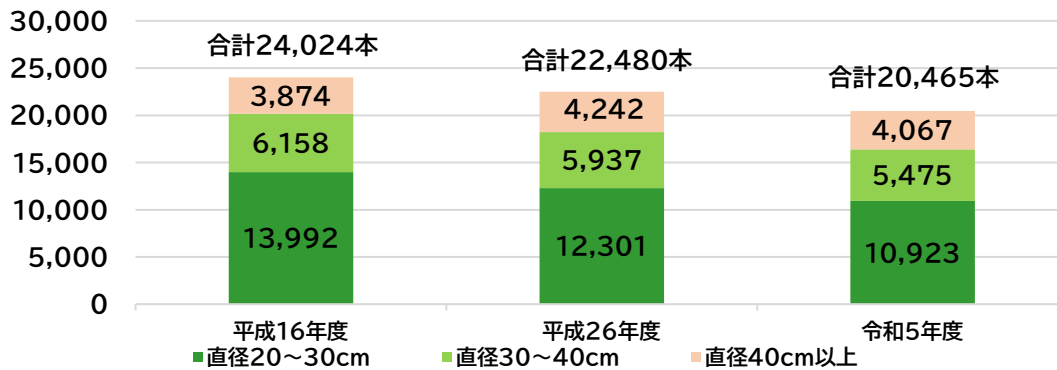
### ③ 樹木本数・樹林の現況及び経年変化

#### ア. 樹木本数の現況及び経年変化

平成 26(2014)年度と令和5(2025)年度を比較すると、減少した樹木の本数は 2,852 本、新規に確認された樹木は 837 本で、差し引き 2,015 本の樹木が減少しています。

街路樹では、平成 26(2014)年度と比較して、区全体で 116 本の街路樹が減少しています。管理者別では、都道で 51 本が増加し、区道で 163 本、国道で 4 本減少しています。

道路植栽面積については、区道と都道を合わせて 1,172 m<sup>2</sup>減少しており、目黒川沿いの桜並木の植え替えや他の道路の道路整備や老木の伐採などにより、樹木が減少しています。



出典：「令和5年度目黒区みどりの実態調査報告書」

図 3-5 樹木本数の直径区分別経年変化

#### イ. 樹木の現況及び経年変化

平成 26(2014)年度と令和5(2025)年度を比較すると、樹林の箇所数が 239 箇所、面積が 185,986 m<sup>2</sup>減少しています。面積規模 10,000 m<sup>2</sup>以上の樹林については 1 箇所、面積が 12,010 m<sup>2</sup>、5,000～10,000 m<sup>2</sup>の樹林では 1 箇所、6,187 m<sup>2</sup>の増加がみられます。

### ④ 生け垣・屋上緑化・壁面緑化の現状

生け垣は区全体で総延長が 18,356mとなり、平成 26(2014)年度と比較して、延長で 46m 減少となりました。

屋上緑化面積は、平成 26(2014)年度から 35,014 m<sup>2</sup>増加して 72,249 m<sup>2</sup>と、約 2 倍になりました。

壁面緑化面積は平成 26(2014)年度から 2,410 m<sup>2</sup>増加しました。箇所数、面積ともに増加したものの、屋上緑化と比べると増加量は少なくなっています。

表 3-2 生け垣・屋上緑化・壁面緑化の推移

		平成 26(2014)年度	令和5(2023)年度	増減
生け垣	総延長	18,402m	18,356m	46m 減少
	箇所数	469 箇所	455 箇所	14 箇所減少
屋上緑化	屋上緑化面積	37,235 m <sup>2</sup>	72,249 m <sup>2</sup>	35,014 m <sup>2</sup> 増加
	屋上緑化率	1.8%	3.1%	1.3%増加
壁面緑化	面積	604 m <sup>2</sup>	3,014 m <sup>2</sup>	2,410 m <sup>2</sup> 増加
	箇所数	18 箇所	40 箇所	22 箇所増加

出典：「令和5年度目黒区みどりの実態調査報告書」

コラム みどりの保護の助成

目黒区では、民有のみどりを守り、増やすための取組の一環として、接道部(道路沿い)、屋上や壁面の緑化に対して必要な経費の一部を助成する制度を設けています。

接道部(道路沿い)緑化助成制度

道路沿いの緑化は、道ゆく人に優しく、季節の移り変わりをおしえてくれます。また、大きな地震があった地域では、道路沿いの緑化が延焼防止や避難通路として効果があります。区では、植栽等の基準で造成費用を1件当たり40万円を限度額として助成しています。

接道部の緑化助成制度を活用した事例



概要パンフレット

屋上緑化助成制度

屋上の緑化は、景観の向上、空気の浄化、雨水流出抑制、建物から放出する熱量の抑制など、都市環境の改善に役立ちます。また、室内温度の低下による冷房使用の減少というメリットもあります。区では、住宅・マンション・商業ビルなどの屋上等を新たに緑化される方に対して1件当たり70万円を限度額として助成金を交付しています。

屋上緑化助成制度を活用した事例



概要パンフレット

壁面緑化助成制度

壁面の緑化は、景観の向上、空気の浄化、建物から放出する熱量の抑制など、都市環境の改善に役立ちます。また、室内温度の低下による冷房使用の減少というメリットもあります。区では、緑化手法等の基準で造成費を助成しています(助成金の上限額は屋上緑化助成制度と同様)。

壁面緑化助成制度を活用した事例



概要パンフレット

## (2) 都市公園等の整備状況

公園緑地の整備状況(令和6(2024)年4月1日現在)は、区立の公園等が122箇所、緑道が10箇所、都立公園が2箇所となっており、これらの整備面積は48.9haで、区民一人当たりの公園面積は1.7㎡となっています。

「目黒区みどりの基本計画(平成28(2016)年3月改定)」では、一人当たり公園面積を令和7年度までに、2.0㎡/人にすることを目標としました。現在の公園整備面積と比較すると、目標達成までに、あと0.25㎡/人、公園面積で約6.99haの整備が必要です。また、図3-9に示すとおり、公園の配置状況の地域的な偏在が見られます。

目黒区みどりの基本計画の改定を行った平成28(2016)年以降、「南一丁目緑地公園」、「氷川さくら公園」、「氷川台ふれあい公園」、「向原東みんなの街かど公園」、「洗足北共栄ひろば」を新設するとともに、「大鳥公園」、「緑が丘児童遊園」、「三角山公園」、「宮前公園」の改良等、区民がより公園を身近に感じ、安全安心に利用できるように整備を進めています。

表3-3 公園緑地の整備状況(令和6(2024)年4月1日時点)

公園等の種別	整備数(箇所)	面積(ha)	備考
区立公園	73	30.6	
区立緑道	10	4.5	延長8,976m
都立公園	2	11.4	公園面積の内目黒区内分
区立児童遊園	49	2.4	
合計	134	48.9	
(広場・遊び場等)※	19	1.3	

※区民一人当たり公園面積算定対象外

出典：「令和5年度目黒区みどりの実態調査報告書」

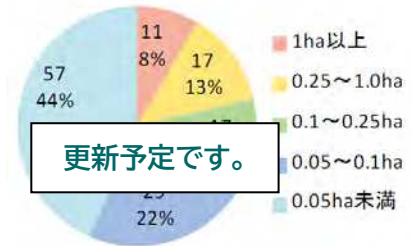


図3-6 規模別の公園箇所数(令和6(2024)年4月1日時点)

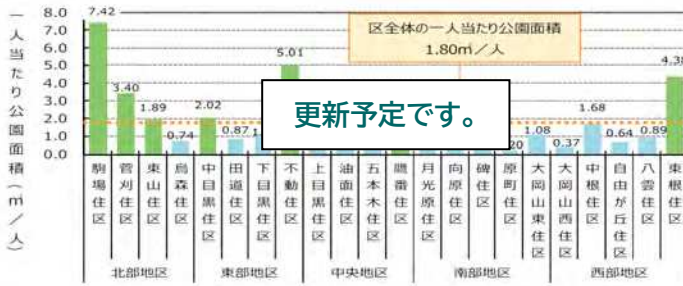


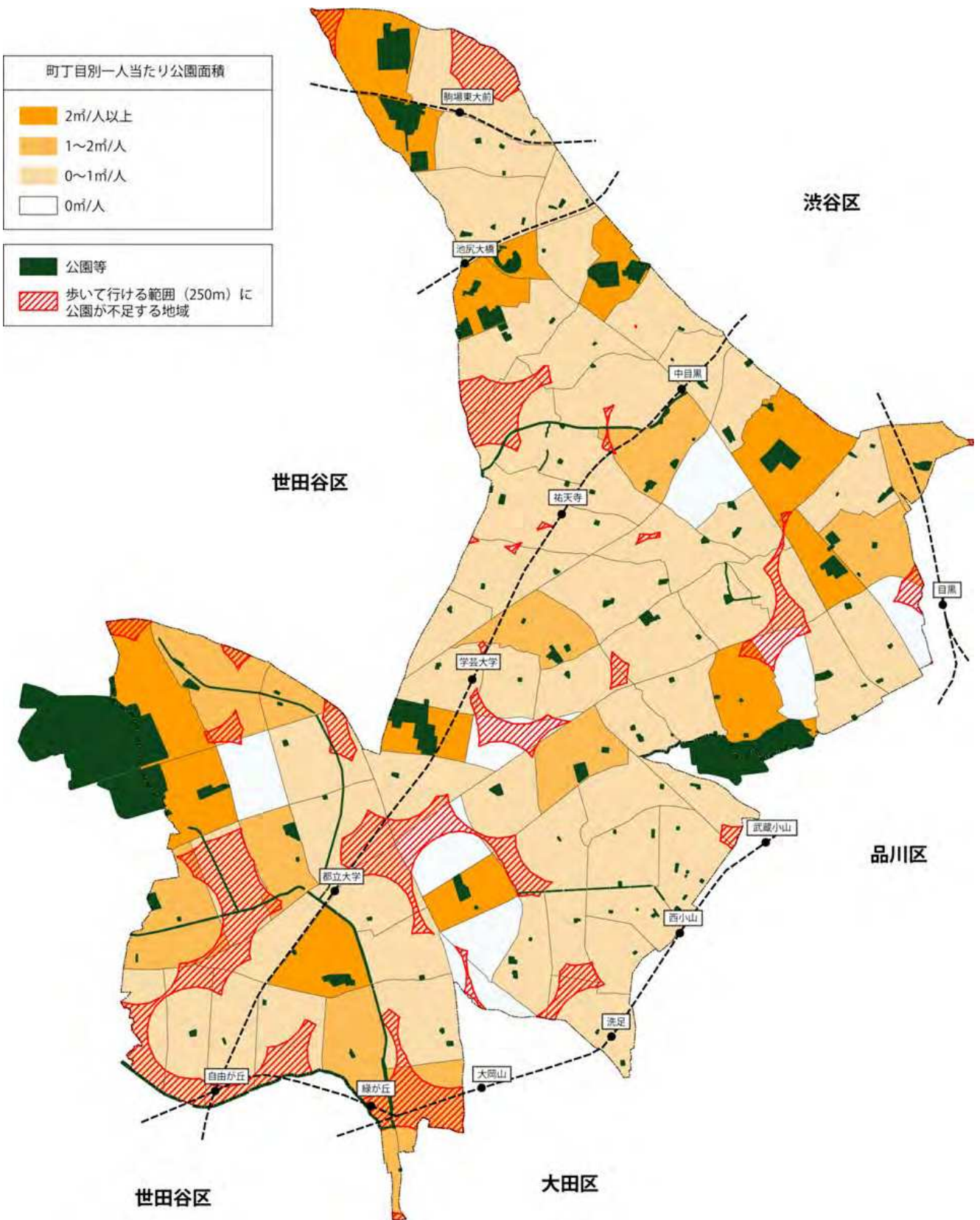
図3-8 住区別一人当たり公園面積(令和6(2024)年4月1日時点)

年度	新設・拡張	面積(㎡)
平成30年度	氷川さくら公園【提供公園】	403.75
平成30年度	南一丁目緑地公園	1,262.39
令和6年度	氷川台ふれあい公園【提供公園】	427.15
令和6年度	向原東みんなの街かど公園	507.81
令和6年度	洗足北共栄ひろば	54.69
令和7年度	向原西バス通り公園	115.22
令和7年度	目黒本町新設予定	276.26

図3-7 平成30年度以降の新設・拡張公園(令和7(2025)年4月1日時点)



開園セレモニーの様子(左)向原東みんなの街かど公園、(右)南一丁目緑地公園



出典：「令和5年度目黒区みどりの実態調査報告書」

図 3-9 身近な遊び場の提供

## 第2項 みどりの役割

### (1) みどりの役割とは(グリーンインフラ)

現在、都市においてはヒートアイランド現象の顕在化や生物の生息環境の変化、都市防災対策への関心の高まり、ライフスタイルの多様化など、みどりを取り巻く社会情勢が変化する中で、グリーンインフラの視点も含めてみどりや公園緑地が持つさまざまな機能を十分に発揮させることが期待されています。

本項では、目黒区のみどりや公園緑地がどのように機能を発揮しているのかを以下の7つのみどりの機能の視点で整理しました。

表 3-4 7つのみどりの機能①

<p><b>環境保全機能</b></p> <p>みどりは都市のヒートアイランド現象を緩和する機能があります。また、二酸化炭素を吸収し、地球温暖化を緩和する機能も持っています。</p>	 <p>目黒十五庭(目黒区)</p>
<p><b>生物多様性保全機能</b></p> <p>みどりはいきものすみかとなり、多様な生命を育む場としての機能があります。また、みどりのネットワークが形成されることにより、都市の中での生物の移動経路にもなります。</p>	 <p>天空庭園(目黒区)</p>
<p><b>防災機能</b></p> <p>みどりは災害時の安全な避難場所や避難経路の確保に寄与します。また、延焼防止や水害の抑制などの機能も持っています。</p>	 <p>中目黒公園水防フェスタ(目黒区)</p>

表3-4 7つのみどりの機能②

<p><b>レクリエーション機能</b></p> <p>みどりは人と自然のふれあいの場を提供し、身近な遊び場の確保や心身の健康づくりに寄与します。また、それらのみどりがつながることで、多様なレクリエーション空間を提供します。</p>	 <p>油面公園プレオープンイベント・わくわくワーク(目黒区)</p>
<p><b>景観形成機能</b></p> <p>みどりは都市において豊かな景観形成に寄与します。また、人々の心に残る風景を形成します。</p>	 <p>目黒川沿いの景観(目黒区)</p>
<p><b>コミュニティ形成機能</b></p> <p>みどりを通じて地域のさまざまなコミュニティを形成する機能があります。また、イベントや歴史的祭事など、地域の魅力を発信する場としての機能も持っています。</p>	 <p>ボランティア活動(目黒区)</p>
<p><b>感性をはぐくむ機能</b></p> <p>みどりは人々に季節やうるおいを感じさせ、都市に住むひとりひとりの心を豊かにする機能があります。また、みどりとふれあいを通じて、ふるさとへの愛着を培うこともできます。</p>	 <p>駒場野田植え(目黒区)</p>

## (2) グリーンインフラ機能で見たみどりの現況

### ① 環境保全機能(ヒートアイランドの緩和)

ヒートアイランド現象とは、都市の中心部の気温が郊外に比べて高くなる現象です。目黒区の地表面温度分布図を見ると、目黒川の水辺および周辺の一団の緑被地が一体となって区内で最も大きな地表面温度の低い地域を形成していることがわかります。

また、目黒通り沿いに気温が高い地域よりも1～2度気温が低い地域が東西に広がっていて、目黒川沿いからの低温が目黒通りの街路樹などを経て、目黒通り周辺の碑文谷八幡宮などの社寺林・公園・屋敷林などにつながっていることが観測されています。

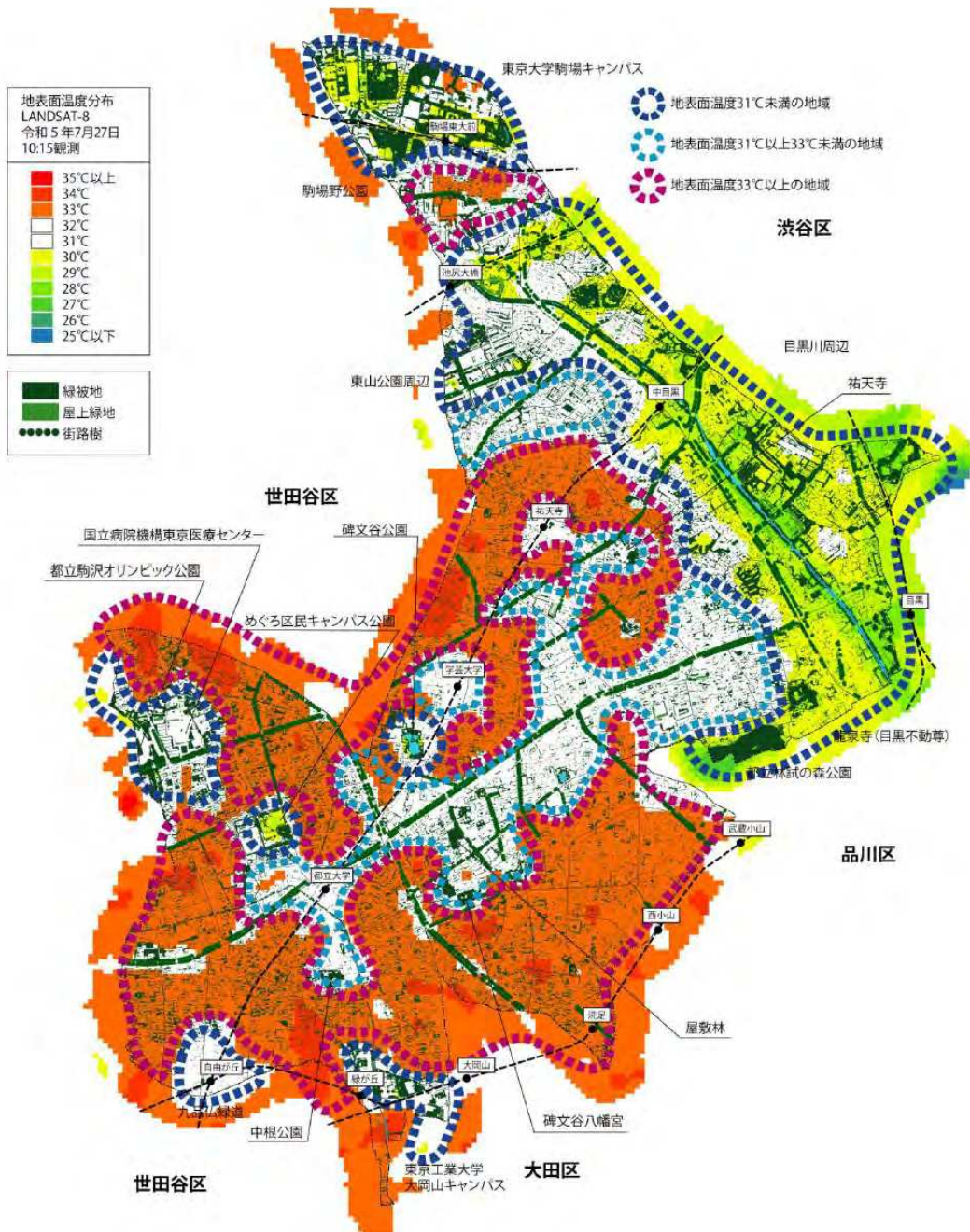


図 3-9 環境保全機能(ヒートアイランド現象の緩和)

② 生物多様性保全機能

目黒区では、様々に異なる生物の生息が確認されている場所を「めぐるの森」として位置づけています。これらの地域のほとんどで、1ha以上の面積を有する樹木被覆地が確認できる一方で、「碑文谷の森」では0.5～0.7haの樹木被覆地が集中し、これらの樹林地が相互に生きもののネットワークを形成して生物種の多様な環境を作り出しているものと考えられます。

また、これらの地域の周辺では比較的生物確認種数が多くなっています。これは、周辺の小規模な樹木被覆地や街路樹・緑道を通じ生物が移動しているためと考えられ、エコロジカルネットワークの形成に寄与しています。

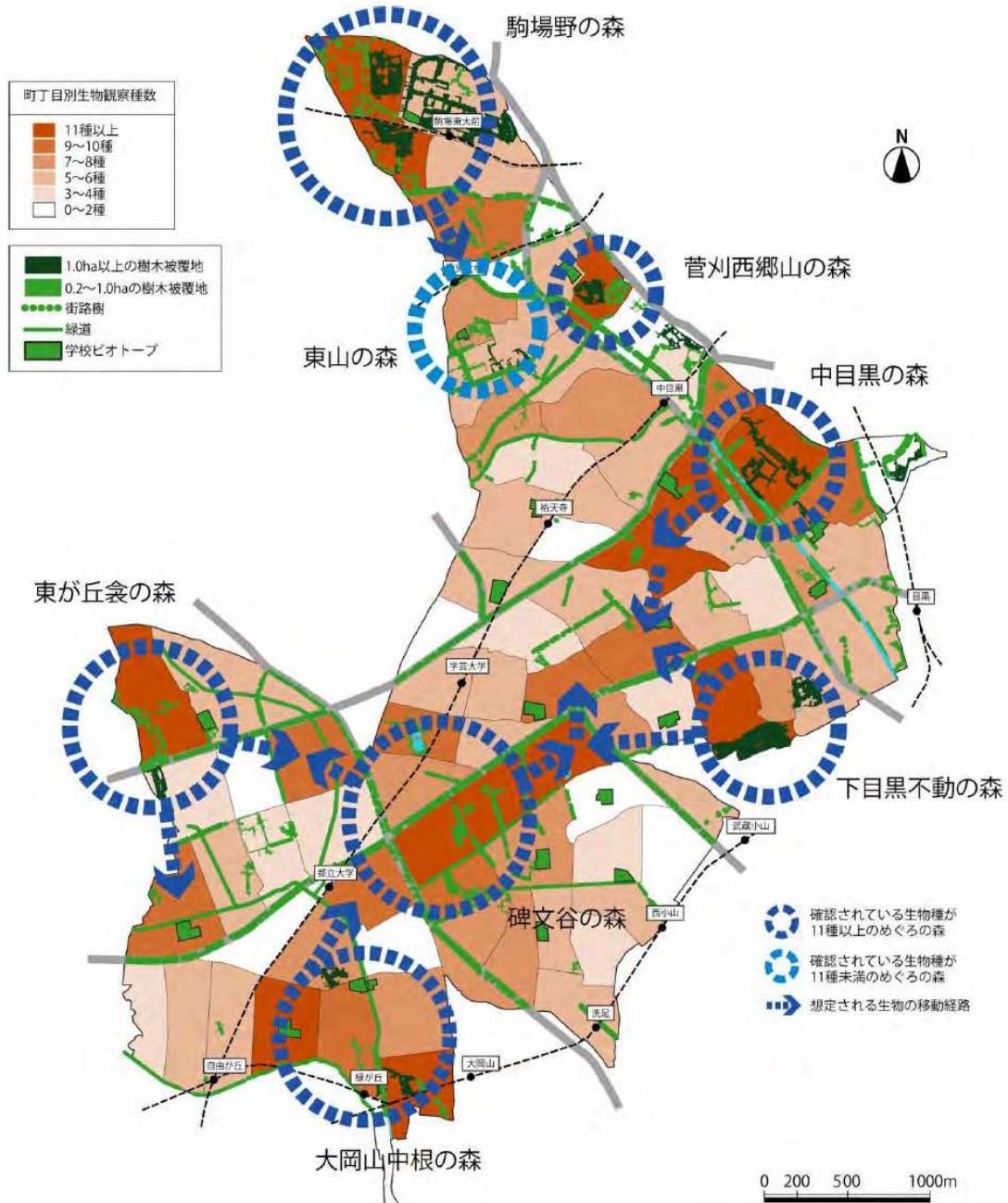


図 3-10 生物多様性保全機能(生物の生息環境域の形成)

### ③ 防災機能

「目黒区地域防災計画(令和2(2020)年1月)」において、都立公園2か所、区立公園70か所、緑道10路線、児童遊園49か所が広域避難場所又は一時集合場所(近隣の避難者が一時的に集合し、安全が確保されるスペース)に位置づけられています。

令和5年現在における町丁目別の公園緑地(100㎡以上)面積率が0%の地域は下図に示すとおりとなっており、これらの地域において優先的に公園整備を進めていく必要があります。

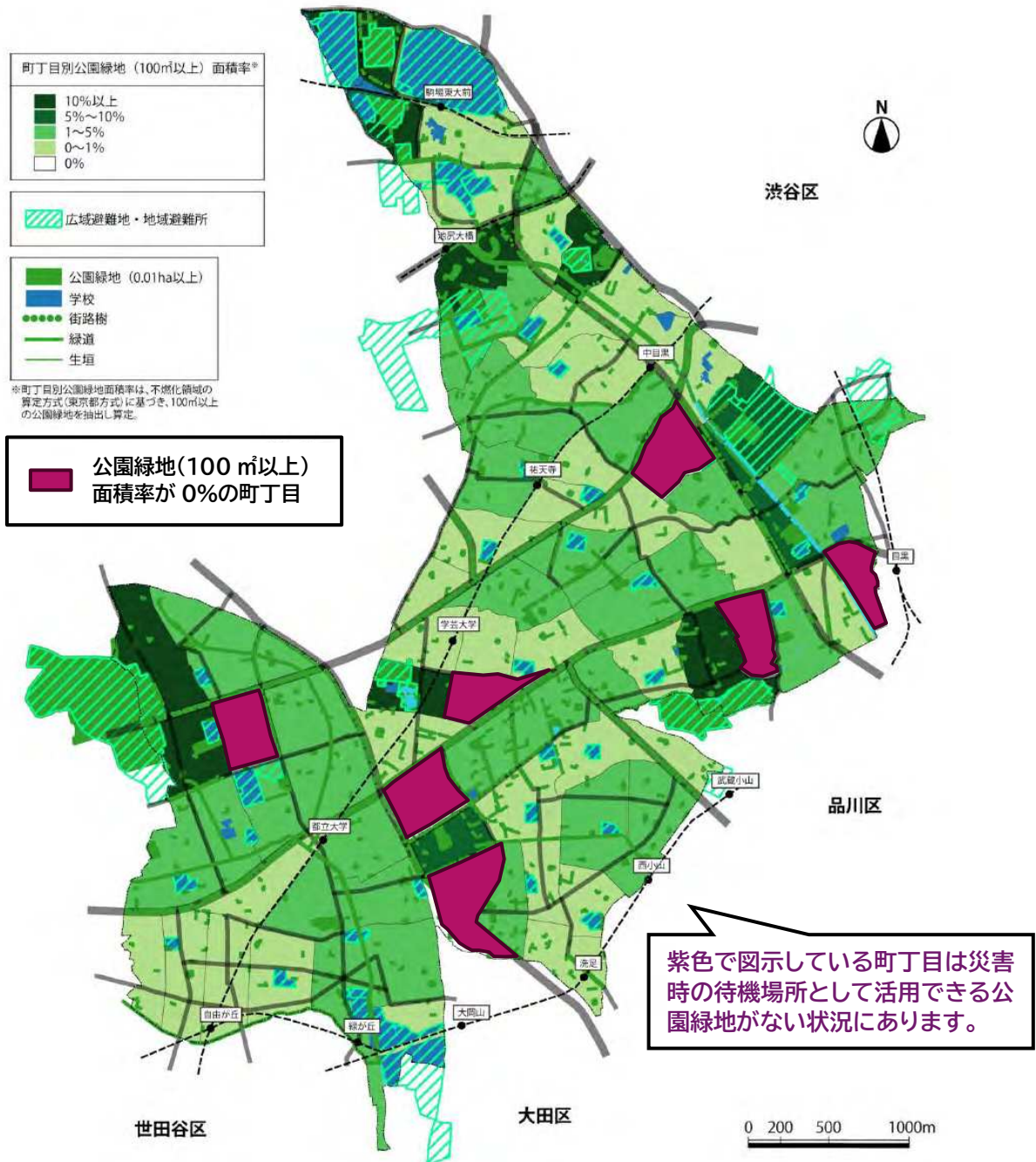


図 3-11 防災機能(避難地・避難路の確保)

一方、「目黒区豪雨対策計画(令和3(2021)年3月)」では、みどり等の自然環境が持つ保水機能を利用し、公園等の整備や民有地の緑の保全・創出により豪雨対策の充実を図ることとしています。

地域の保水力の維持向上の観点から、保全すべきみどりのインフラとしての低層建築物群の緑被状況は下図に示すとおりで、特に町丁目別低層建築物群緑被率が10%未満の地域では、積極的な緑化や既存樹木の保全を図っていく必要があります。

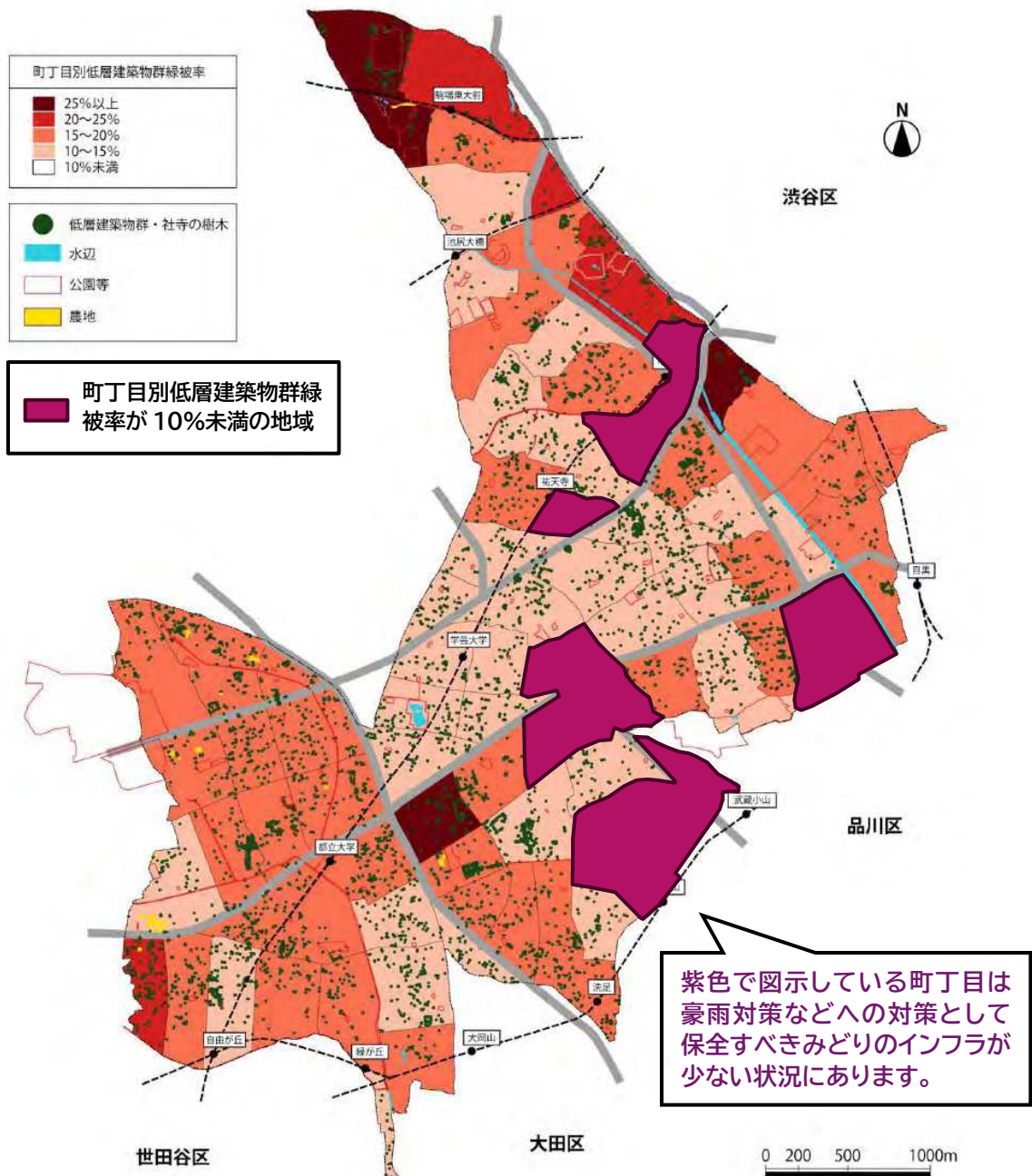


図 3-12 防災機能(都市型水害への寄与)

#### ④ レクリエーション機能

健康維持増進のためのスポーツ、文化活動やコミュニティ活動など区民の多様なレクリエーションニーズに応える場として、身近な公園緑地が適正に区内に配置されることが重要です。

町丁目別では、中目黒3丁目、下目黒1丁目・4丁目、南2丁目・3丁目、鷹番1丁目、碑文谷4丁目、八雲4丁目において一人当たり公園面積は 0 m<sup>2</sup>/人となっています。これらのうち特に、歩いて行ける範囲(250m)に公園が不足する地域(碑文谷4丁目、下目黒1丁目・4丁目、南2丁目、鷹番1丁目)では、優先的に公園整備を進めていく必要があります。

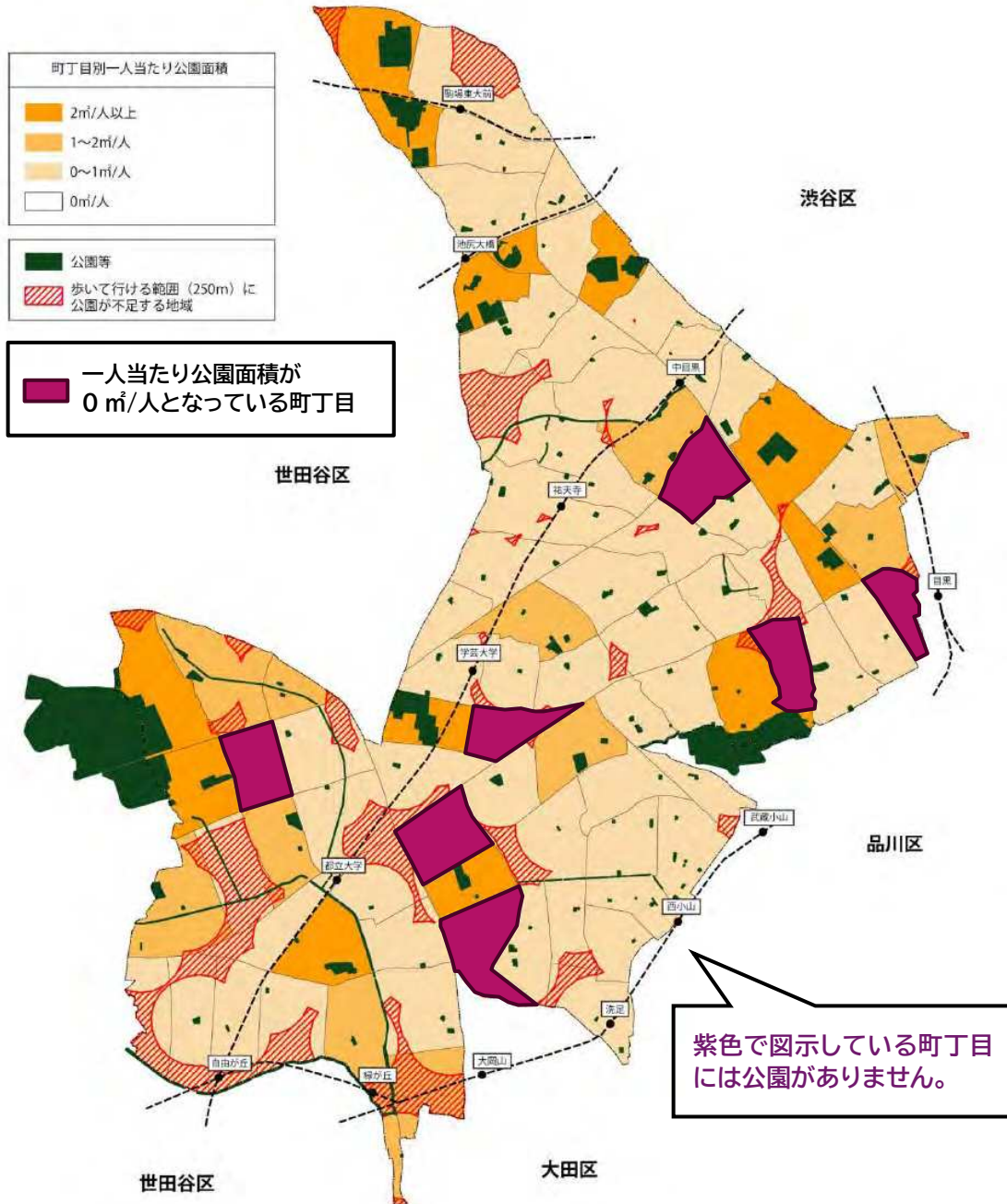


図 3-13 レクリエーション機能(身近な遊び場の提供)

### ⑤ コミュニティ形成機能

区内の公園では様々なボランティア団体が、公園の清掃・花壇管理等の維持管理活動や地域住民を対象としたイベント企画運営活動を行っています。住民参加による公園の管理運営活動は、公園の活性化とともに、地域の方々の交流やコミュニティ活動の活性化に寄与することとなります。

また、区民が誇りを持つことができる地域要素は、コミュニティの形成・維持にとって重要です。それは、歴史ある史跡・神社仏閣やランドマークとなる施設・公園といったハード要素にとどまらず、「祭り」や「イベント」などのソフト要素も重要です。

目黒区内では、9の公園で20の公園活動登録団体が管理活動やイベント企画運営を、96のグリーンクラブが公共空間での花壇管理活動を行っています。また、公共的空間や社寺でもイベントや祭事に人が集まり、伝統や古くからの生活文化を現代に継承しています。

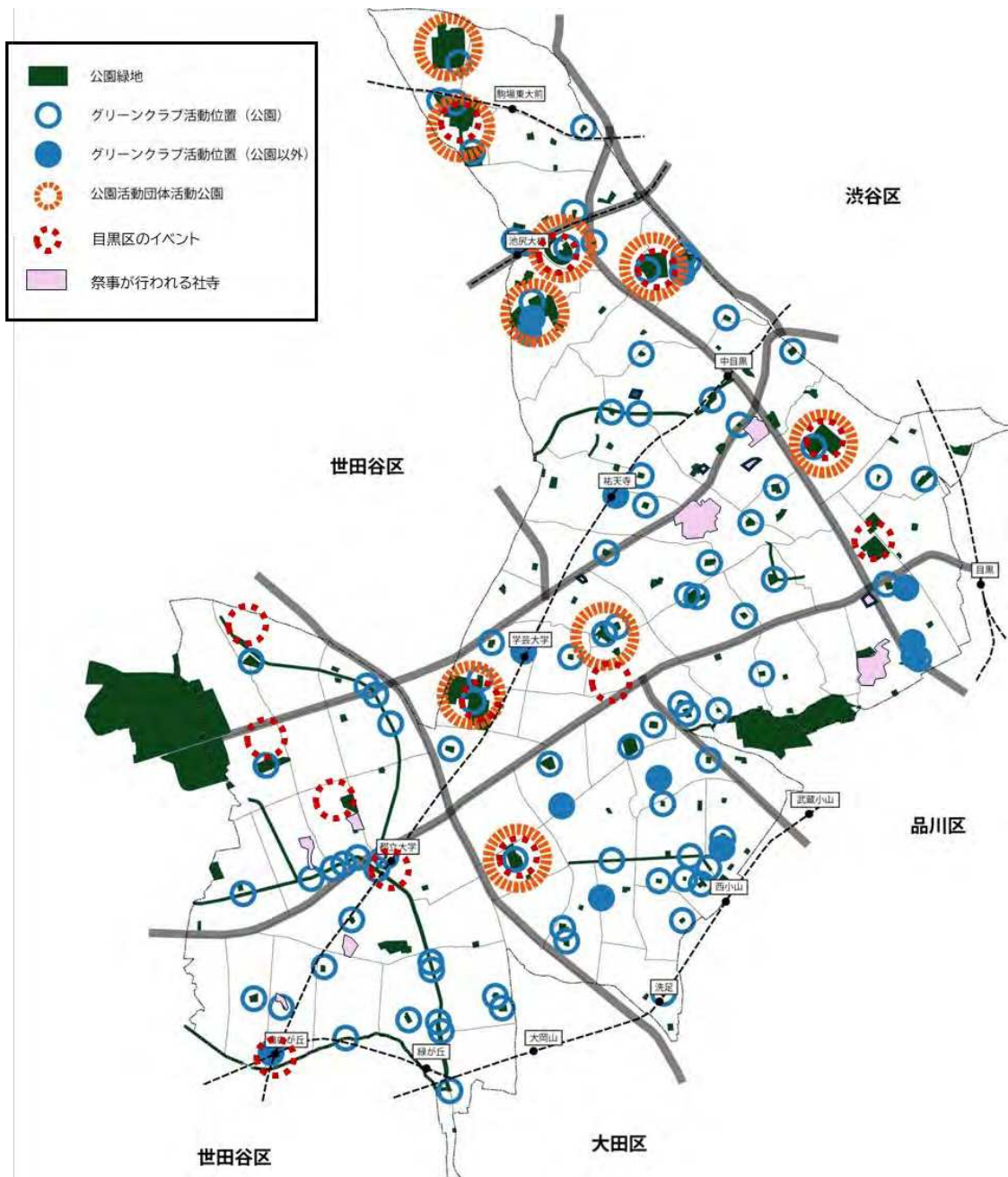


図 3-14 コミュニティ形成機能(レクリエーションネットワークの形成)

⑥ 景観形成機能

「目黒区景観計画(平成24(2012)年4月改定)」における目黒区の景観要素のうち、特にみどりに関するものとして「自然」、「生活空間」、「歴史」の3つの景観要素が挙げられます。

これらの景観要素の多くは街路樹や緑道、公園など公共施設のみどりで構成されていますが、民間の樹木でのみ構成される区間もあり、緑の要素を維持するのが困難な区間において、壁面緑化や屋上緑化、民間の樹木の保全を進めていく必要があります。



図 3-15 景観形成機能(みどりの景観資源図)



自然(中目黒公園)



生活空間(目黒川沿いの歩道)



歴史(熊野神社)

図 3-16 3つの景観要素

⑦ 感性をはぐくむ機能

令和5(2023)年に実施した、みどりの景観に関する区民・大学生・自然通信員を対象にしたアンケート調査『身近なお気に入りのみどりがある風景』教えてくださいの結果によれば区民の好きなみどりの風景がある場所は、「目黒川」、「自由が丘の街並み」、「駒場公園～駒場野公園」、「区民センター」、「都立林試の森公園」、「蛇崩川緑道」、「呑川緑道」の順で多く、「みどりが適切に管理されていること」や「みどりから季節を感じられること」が選定理由として挙げられています。

また、「自由が丘の街並み」など民有地における緑化による小さな工夫が、風景の魅力を作り出している例も見られました。



図 3-16 感性をはぐくむ機能(区民の心に残るみどり)

## 第3項 みどり・公園に対する区民意向

### (1) 区民意向調査

#### ① 目黒区区民世論調査

目黒区世論調査では、「居住環境に対する意向」(居住理由、今後の住環境で重視すること)等の区民意向について、地区別や年代別の集計等を行いました。

表 3-5 目黒区世論調査の概要

調査方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査期間:令和5年6月8日から6月30日まで</li> <li>● 調査対象:満18歳以上の区内在住者3,000人(層化無作為抽出)</li> <li>● 調査方法:調査票を郵送し、郵送とオンラインによる回答</li> <li>● 有効回収数:1,178票(うちオンライン回答508票)</li> <li>● 有効回収率:39.3%</li> </ul>	
調査項目	1.目黒区での居住 2.暮らし向き・仕事 3.防災 4.地域活動・コミュニティ 5.運動・スポーツ 6.福祉・子育て 7.都市計画・街づくり	8.地球温暖化対策 9.生涯学習 10.情報推進 11.消費生活 12.広報・ホームページ 13.自転車の安全利用 14.区の政策など

表 3-6 区民意向と地区別の特徴

区分	区民意向	地区別の特徴
居住環境	居住理由	「緑の多い落ち着いた住環境だから」を居住理由とする区民は西部地区に多い。
	今後の住環境で重視すること	「周辺環境の良さ」は北部、西部地区で高い。
まちづくり	みどりのまちづくりに向けて取り組みたいこと	中央・西部地区で「自宅の庭や玄関などで植物を育てる」(10～30代女性で高いことも特徴)、北部地区で「ボランティア活動に参加」が比較的高い
	歩きたくなる空間づくりのために必要な取組	西部地区で「歩行者が憩うことができる空間の整備」が比較的高い
公園	公園の魅力を向上するのに必要だと思うこと	北部・東部地区で「四季折々の花やみどりが感じられること」、南部地区で「子どもが屋外で自由な遊びができる環境づくり」が高い
みどり施策	「目黒のサクラ基金」の認知度	10～30代の若い世代で認知度が低い
	「生物多様性」の認知度	北部地区で「意味を理解している」が多く、中央地区で「知らない」が多い 10～30代の認知度が高く(特に男性)、40代以上の認知度は比較的低い
	良いと思う施策・悪いと思う施策	北部・西部地区で「公園緑化」の施策の評価が高い 南部地区で「公園緑化」の施策の評価が比較的低い
	特に優先すべき施策	「防災」、「防犯」に係る施策の優先度が高い

② 区政に対する意識調査(めぐろの未来アンケート)

基本構想や基本計画を改定するに当たり、現在の目黒区のイメージや将来に期待する目黒区の都市像、今後どのような施策や事業に重点的に取り組むべきかなどを把握するため、区政に対する意識調査(めぐろの未来アンケート)を実施しました。

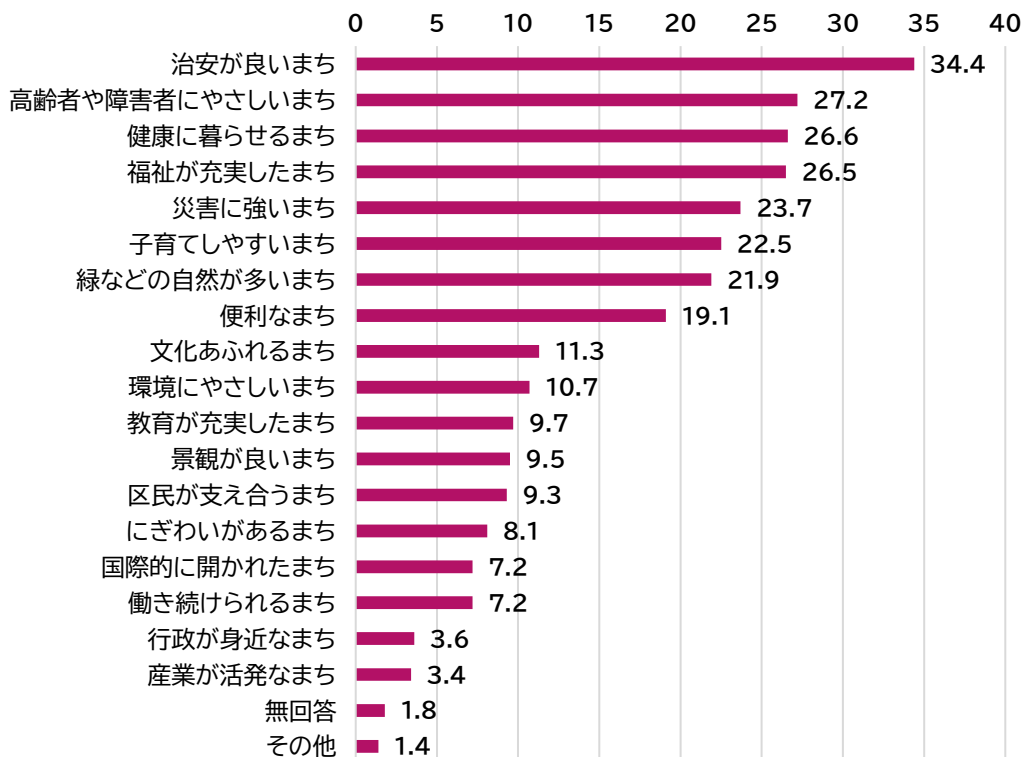
表 3-7 区政に対する意識調査の概要

調査方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査期間:平成 30 年 12 月 5 日から 12 月 25 日まで</li> <li>● 調査対象:満 18 歳以上の区内在住者 3,000 人</li> <li>● 調査方法:郵送による調査票配布・郵送または電子申請による無記名回収方式</li> <li>● 有効回収数:857 票</li> <li>● 回収率:28.6%</li> </ul>
調査項目	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.目黒区のイメージ(現在のイメージ及び将来に期待する都市像)</li> <li>2.目黒区のまちの魅力</li> <li>3.地域の暮らしやすさ</li> <li>4.区政に対する意識(主な施策の重要度と優先度)</li> <li>5.区政に対する意見・要望</li> </ol>

区政に対する意識調査では、「都市環境に関する施策についての重要度」において、「みどり豊かな街づくり」を重要と考える区民(重要である、まあ重要である)は 82.9%であり、みどりのまちづくりについて区民の意識が高い傾向にあるといえます。

また、表 3-8 に示すとおり、「将来期待する目黒区のイメージ」について、「緑などの自然が多いまち」が18の選択肢中、7番目に多く選択されおり、上位の「災害に強い街づくり」、「震災、風水害などへの備え」、「子育て支援の充実」など、グリーンインフラとしてのみどりの役割と関連性が強い施策への要望が高くなっています。

表 3-8 将来期待する目黒区のイメージ(複数回答)



### ③ 区民ワークショップ

既存の活動団体に属していない区民の身近なみどりに関する課題を切り口に、地区や世代の範囲を超えた意見交換を行う場を設けることで区民協働の活発化を図るとともに、計画策定に関わることで「みどり」と「まちづくり」を「じぶんごと」として捉える機会を設けることを目的に表 3-9 に示す区民ワークショップを開催しました。

表 3-9 区民ワークショップの概要

イベント名	みどり・いきものワークショップ
開催日時	i) 令和7年1月19日(日)13:30~15:30(開場 13:15) ii) 令和7年1月27日(月)13:30~15:30(開場 13:15)
参加人数	i) 令和7年1月19日(日) 11名 ii) 令和7年1月27日(月) 16名 計27名
会場	田道住区センター第2、第3会議室 (住所:目黒区目黒1-25-26 田道ふれあい館内)

ワークショップでは、「みどりのチカラで人もいきものもいきいき元気に暮らせるまちづくり」をテーマに、「自然・いきもの」、「子育て・あそび」、「健康づくり」、「気候変動・防災」、「にぎわいづくり」の5つの切り口で各参加者の意見を付箋に書き起こし、模造紙上で類似した意見を仕分けする方法で実施しました。主な意見・アイデアの内容は表 3-10 に示すとおりです。



ワークショップの様子



テーマに応じた意見・アイデア

表 3-10 主な意見・アイデア

みどり×自然・いきもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特に意見が多かった内容としては、みどりに関する情報発信を公式 SNS など活用し気軽に発信できるようにするなど情報共有を促す取組や、花壇づくりを広げ、繋げていくことでまちの景観の向上やごみのポイ捨てを抑制する効果が期待されるなど、ハードとソフトの両面での意見が多くでました。</li> <li>● その他、駅前や道路、宅地などでみどりを増やしエコロジカルネットワークの強化を図っていくことや、宅地のみどりの消失が区内のみどりが失われる大きな要因になっていることを踏まえ、樹木の維持管理や税制面での対応を含め様々な支援策を充実させていくことの必要性に関しても比較的多くの意見がでました。</li> </ul>
みどり×気候変動・防災
<ul style="list-style-type: none"> <li>● グリーンインフラとして防災に役立つ機能を多くの区民に知ってもらうことや、そうしたみどりを保全し、増やしていくことの必要性について多くの意見がでました。周知を図るには実際に雨庭などの現物を見て実感してもらうことが重要との指摘もあり、みどりの保全・創出と活用は両輪で進めていくべきとの意見もありました。</li> <li>● その他、公園等での防災活動をキャンプなど楽しみながら実施していくアイデアなどの意見もありました。</li> </ul>
みどり×にぎわいづくり
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「みどり×自然・いきもの」と同様に、みどりに関する魅力やイベント情報について、多くの区民が認識できるようわかりやすく発信することの必要性について多くの意見がでました。また、パークイベント(屋外映画上映会、音楽祭など)やマルシェ、キッチンカーなどでみどりを大人から子どもまで楽しめる様々なイベントについてもアイデアがでました。</li> <li>● その他、みどりで商店街をブランド化したり、農地の保全と地産地消によって農地を身近に感じてもらうなど、産業面に関する意見もでました。</li> </ul>

## (2) 公園利用実態調査

### ① 公園利用状況調査(当該公園等における現地調査)

各公園の利用状況について、現地でのカウント及び人流ビッグデータの分析調査の併用により、対象施設毎の利用者等について、人数及び属性内訳(居住エリア、勤務地エリア)、利用実態(公園滞在時間、期間中の来訪回数等)を把握しました。また、現地でのカウントは前回調査との比較により、公園等の利用状況の経年変化を把握しました。

調査対象は、令和6(2024)年4月現在、設置されている区立公園、児童遊園、ふれあい広場、遊び場等、計141箇所のうち、前回調査(平成26(2014)年度実施)で対象外とした公園等、公園としての利用ができない施設と判断した本町五丁目西街かど公園、閉鎖中の中央町一丁目児童遊園及び油面公園を除く、公園等132箇所を対象としました。また、緑道については前回同様に5路線を対象としています。

表 3-11 調査対象公園

公園・緑地種別	施設数	調査実施数(利用者数調査)
区立公園	73	69
児童遊園	49	48
ふれあい広場	10	7
遊び場等	9	8
計	141	132
緑道	10	5

表 3-12 公園利用状況調査の調査概要

分類	調査実施日・データ取得
現地調査	下記の日程のうち、1公園につき2日間(休日、平日各1日)実施 ○土日・祝日 令和6年10月26.27日、11月2.3.4.9.10.16日 ○平日 令和6年10月29.30.31、11月1.5.6.7.8.11日
人流ビッグデータの分析調査	近年の公園利用の傾向を把握するため、令和5～6年の直近のデータをできる限り網羅的に取得する方針とし、月平均気温や曜日による変動を避けるため曜日を固定するなど留意したうえで、令和5年9月から令和6年8月、までの期間の中で30日分のデータ取得 ○土日・祝日 令和5年9月17日、10月22日、11月19.25.26、12月17日、 令和6年1月14日、2月11日、3月10.30日、4月14日、5月3.12日、 6月9日、7月7日、8月4日 ○平日 令和5年9月14日、10月12日、11月16日、12月14.28日、 令和6年1月18日、2月8日、3月14日、4月11日、5月23日、 6月13日、7月18日、8月8.14日

調査結果の概要(なぜ2つの調査を行ったのか)、ビッグデータの結果、総括の構成に修正予定です。

## ○現地調査結果の概要

公園全体での利用者数は、休日が 2,628 人、平日が 5,370 人となっています。また、前回調査の利用者数と比較すると、休日が 13.9%増加し、平日が 0.8%減少しています。

表 3-13 休日・平日別利用者数(全公園合計)

	平成 26 年度(前回)	令和6年度(今回)	増減率%
休日	6,268人	7,140人	13.9%
平日	5,370人	5,325人	▲0.8%

年齢別利用者数は、前回調査と比較すると、いずれの年齢グループ別でも大きな違いは見られませんでした。「休日」「平日」とも「小学生」が増加し、「高齢者」が減少しています。平日の小学生の増加は 5 ポイント近くとやや大きくなっています。

表 3-14 年齢別利用者数比較【休日】(上段・人/下段・割合(%))

	幼児	小学生	中高生	成人	高齢者	合計
令和 6 年度	1,265	1,502	233	3,614	526	7,140
	17.7	21.0	3.3	50.6	7.4	100.0
平成 26 年度	1,150	1,173	266	3,118	561	6,268
	18.3	18.7	4.2	49.7	9.0	100.0

0% 25% 50% 75% 100%

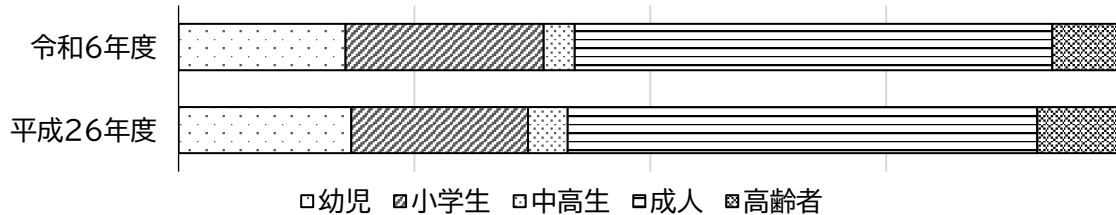


図 3-9 年齢別利用者数比較【休日】

表 3-15 年齢別利用者数比較【平日】(上段・人/下段・割合(%))

	幼児	小学生	中高生	成人	高齢者	合計
令和 6 年度	1,583	702	261	2,259	520	5,325
	29.7	13.2	4.9	42.4	9.8	100.0
平成 26 年度	1,703	464	162	2,426	615	5,370
	31.7	8.6	3.0	45.2	11.5	100.0

0% 25% 50% 75% 100%

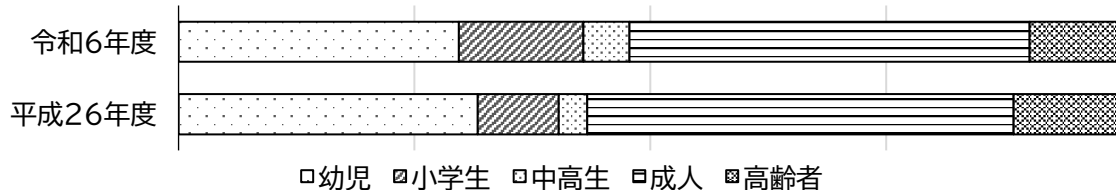


図 3-10 年齢別利用者数比較【平日】

各時間帯の年齢別の利用者数では、前回調査では、「休日」は、「成人」が多いことは今回調査と同様ですが、利用者数は全体としてやや少なくなっています。ピークはやはり「午後」ですが、「高齢者」は「昼」が最も多くなっています。

平日は、「午前」は前回も「幼児」最も多くなっていますが、今回は1,127人と千人を超えています。一方で「成人」は「昼」と「午後」で今回よりも利用者数が多くなっています。

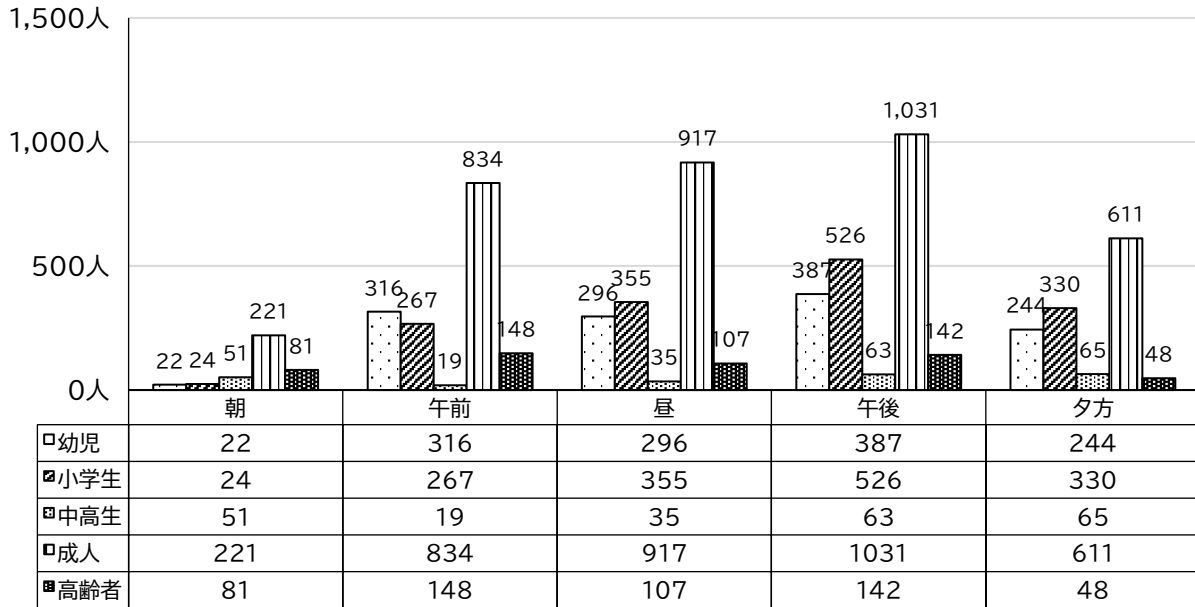


図 3-11 令和 6 年度時間別・年齢別利用者数(休日)

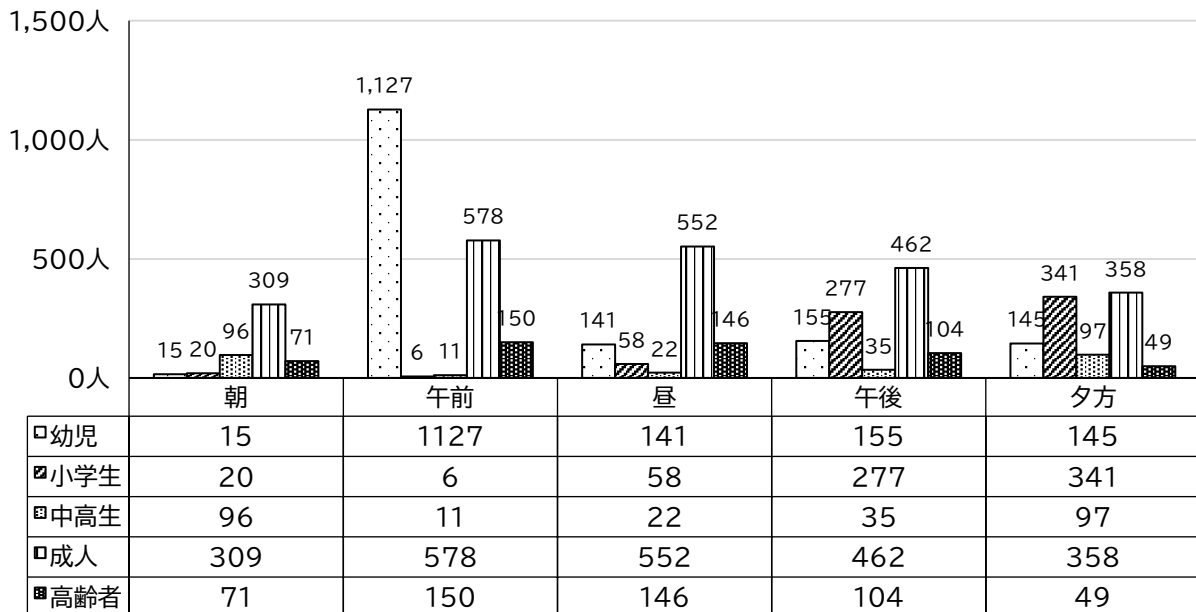


図 3-12 令和 6 年度時間別・年齢別利用者数(平日)

### ○人流ビッグデータの分析調査結果の概要

1日あたりの訪問回数(平均値)は、図 3-21 に示すとおり、碑文谷公園が最も多く、次いで中根公園、中目黒公園の訪問者が多い結果となりました。

年代、性別利用者割合については、図 3-22 に示すとおり、駒場野公園や東山公園、中根公園では 50 代以上の女性の利用が多い一方で田道広場公園では 40 代の女性が多い結果となりました。また、西郷山公園や菅刈公園、目黒区民センター公園等では男性の利用が多く、衾町公園児童交通施設や田向公園等では 30~40 代男性の利用が多くなっています。このように、公園によって利用する性年代が変わっており、公園の特性に応じて主な利用者層が変わっています。

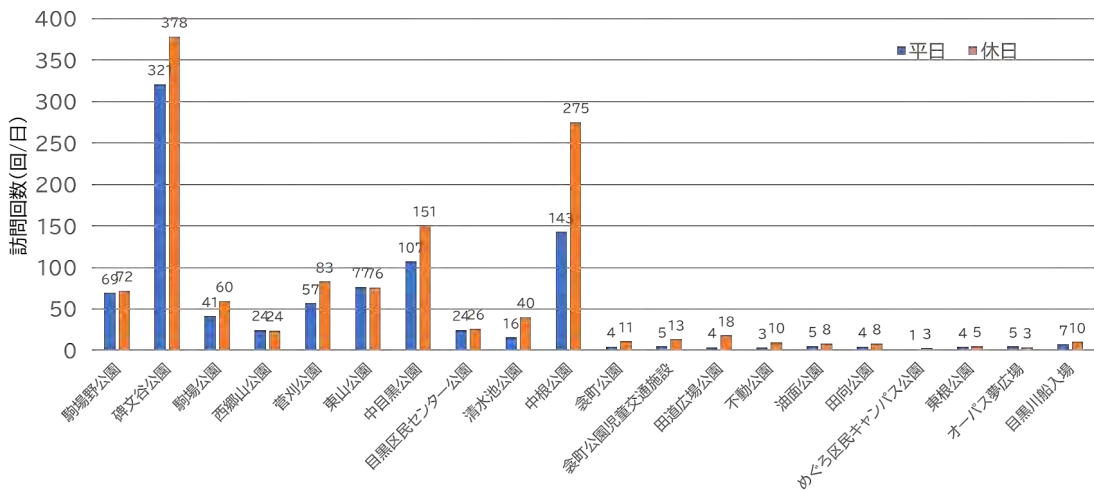


図 3-13 1日当たりの訪問回数

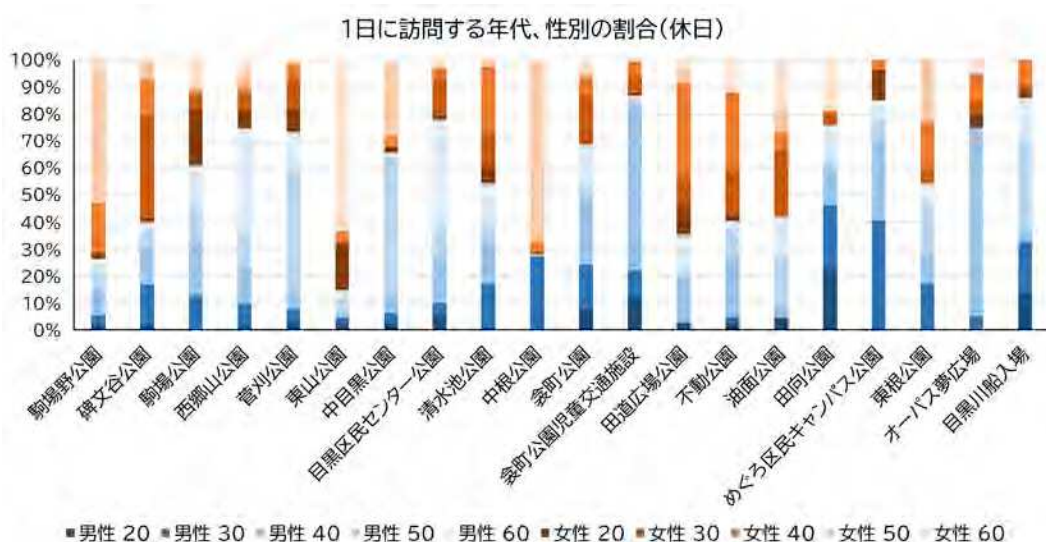


図 3-14 1日に訪問する年代、性別の割合(休日)

② 住民意向調査(Web アンケート調査)

区民に対して普段利用する公園や親しみを感じる公園、当該公園を選択した理由、利用状況(利用頻度、利用形態等)、区民協働運営等への参加意欲、施設要望等についてアンケート調査を実施し、当該公園及び地域における公園等への利用意向を把握しました。調査概要は表 3-16 に示すとおりです。

表 3-16 住民意向調査の調査概要

実施期間	令和 6 年 11 月 13 日～令和 7 年 2 月 28 日
対象(回答者数)	目黒区民(400 人)
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 普段利用する公園、親しみを感じる公園について</li> <li>● 目黒区全般の公園の管理や運営について</li> <li>● 公園の利用指導・管理の手伝いについて</li> <li>● 公園施設改善への要望について</li> <li>● 区立公園に期待することについて など</li> </ul>

普段利用する公園、または親しみを感じる公園として選ばれた公園は、「碑文谷公園」が最も多く、次いで「林試の森公園」が多い結果となりました。碑文谷公園は利用者数に関する現地調査や人流ビッグデータの分析結果でも利用者が最も多い公園であり、同様の傾向が見られました。公園の選択理由は、「自宅、学校、職場から近い」が突出して多くなっています。次いで、「自然が豊か」、「景色が良い」が多く、自然環境の豊かさも主な選択理由のひとつとなっています。

インクルーシブ遊具の導入に関して、「幅が広く並んで滑れる滑り台遊び」が最も多く、次いで「車いすでも利用できる砂場遊び」、「スロープのついた遊具での遊び」、「クッション遊具などで跳ねる遊び」等の意見も比較的多くでました。

また、プレーパークの導入に関しては、「自然とのふれあい」の要望が最も多く、次いで「秘密基地づくり」、「木登り」、「泥遊び」、「水遊び」の意見が多く、自然とのふれあいを通して自由に子どもたちが遊べる環境への要望が多くでました。

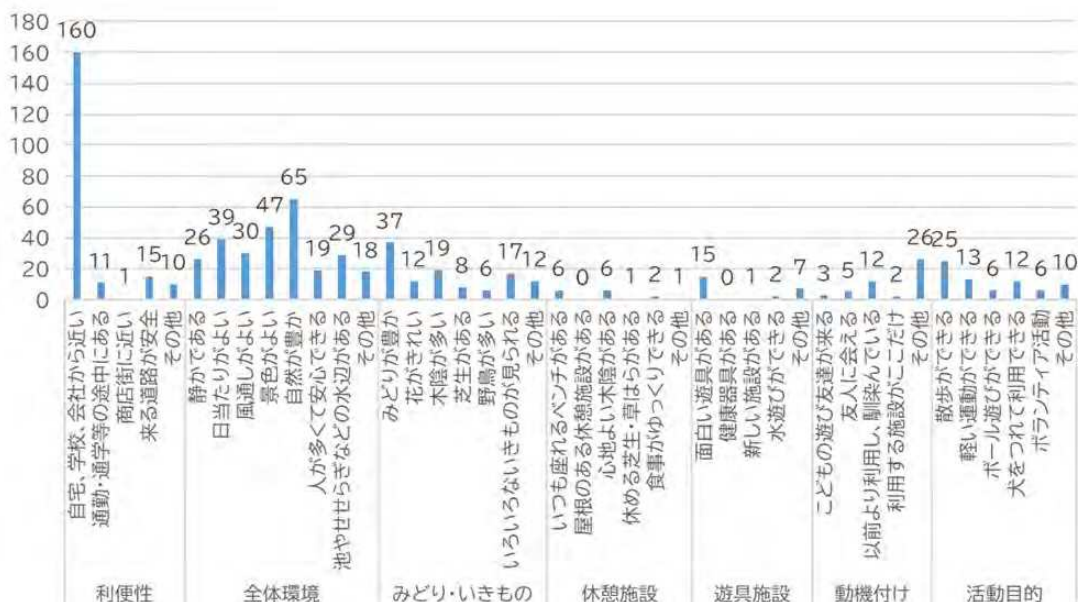


図 3-23 公園選択の理由(全体)

③ 保育所等の公園利用実態・意向調査(Web アンケート調査)

区内にある公私立の保育園及び、認証保育所などの小規模な保育所等を対象にアンケート調査を行い、園外保育での公園の利用状況や利用意向を把握しました。調査概要は表 3-16 に示すとおりです。

表 3-16 育所等の公園利用実態・意向調査の調査概要

実施期間	令和 6 年 11 月 20 日～令和 7 年 2 月 28 日
対象施設	区内にある公私立の保育園及び、認証保育所などの小規模な保育所等 120 施設
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公園の利用頻度</li> <li>●利用している公園名、到達時間及び利用する年齢</li> <li>●園外保育で公園を選択する利用</li> <li>●公園での活動内容</li> <li>●公園にあってほしい施設 など</li> </ul>

園外保育で公園を利用する頻度は、「毎日」が 48%で、最も多く、「週数回」が 46%となっており、9 割以上の保育所等の子ども達が日常的に利用している状況といえます。

公園を選択する理由は、「広場がある」が最も多く、次いで「遊べる遊具がある」が「緑や花が豊富」、「園庭がない」となっています。公園で行う活動では、「いきもの探し・観察」が最も多く、次いで「広場で運動」「遊具遊び」となっています。

自由記述では、大きくハード面に関する要望とソフト面に関する要望に区分されました。ハード面では「幼児・乳児向け遊具の導入」や「虫刺され防止、囲い、芝生やラバー等、安全に利用できる公園の整備」の意見が多く、園児の安全性が確保された中での遊具等の遊ぶ環境の充実への要望が多くでした。

一方、ソフト面では園児の安全確保のため、タバコなどゴミの清掃に関する意見や、ポイ捨てを減らすための地域の理解促進、公園利用マナー順守を促すための啓蒙活動への要望が多く出ました。

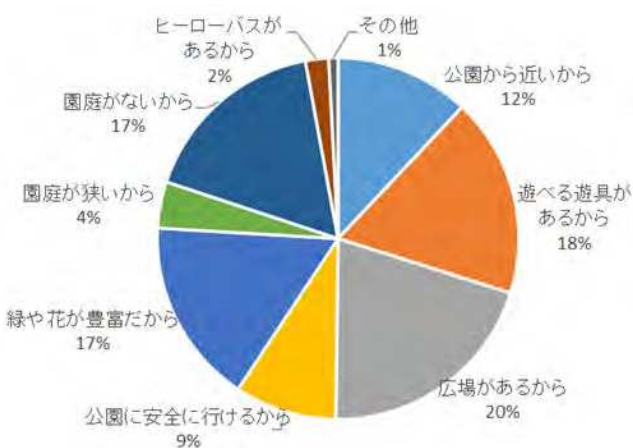


図 3-24 公園を選択する理由

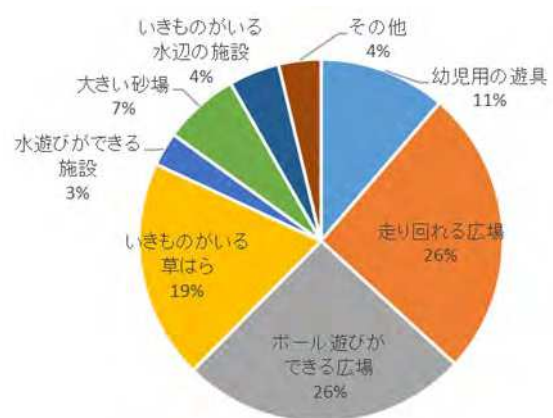


図 3-25 公園にあって欲しい施設

## 第4項 みどりの課題

### (1) 目標の達成状況

前回計画では、計画全体に係る目標として、区民、事業者等と協働で多様なみどりを保全・創出・育成するとともに、公園整備や公共施設の緑化等を進め、緑被率を20%に高めることを目標としました。

「2023(令和5)年度 みどりの実態調査報告書(以下、「実態報告書」という)」によると、緑被率は、17.0%である。このうち、樹木被覆地率は14.7%、草地率は1.7%、屋上緑地率は0.5%、農地率は0.1%となっており、目標達成まで3ポイント不足しています。

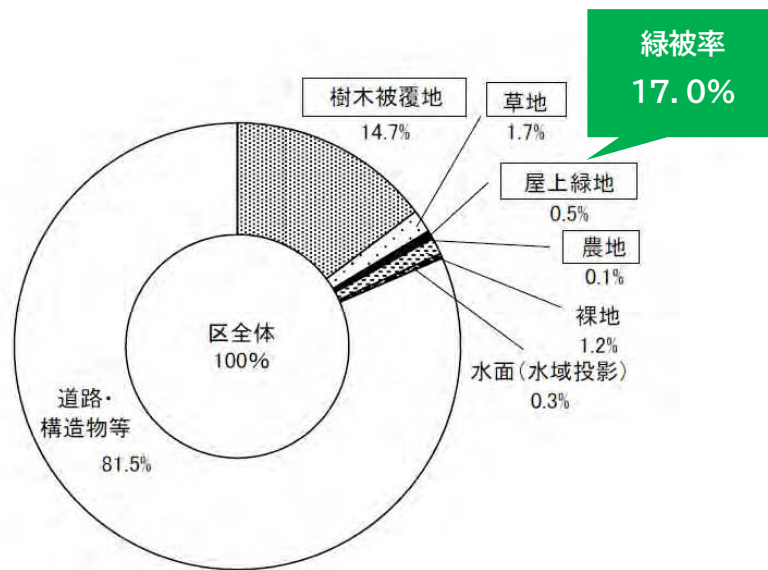


図 3-15 区全域に占める緑被率の構成比

また、2つ目の目標として、「区民一人当たりの公園面積を2.0㎡に高めること」を目標として掲げました。

実態報告書によると、区立の公園等が122箇所、緑道が10箇所、都立公園が2箇所となっており、これらの整備面積は48.9haで、区民一人当たりの公園面積は1.7㎡となっています。一人当たり公園面積(令和4(2022)年「区勢要覧」より)は、23区中20番前後と低く、公園の絶対量は依然不足しています。また、公園の地域的偏在も課題となっています。

表 3-17 公園緑地の整備状況

公園等の種別	整備数(箇所)	面積(ha)	備考
区立公園	73	30.6	
区立緑道	10	4.5	延長8,976m
都立公園	2	11.4	公園面積の内目黒区内分
区立児童遊園	49	2.4	
合計	134	48.9	
(広場・遊び場等)※	19	1.3	

※区民一人当たり公園面積算定対象外

## (2) 推進施策の進捗状況

前回計画では、目標を効果的に達成していくために、みどりがもたらす様々な恩恵の中でも、特に目に見えるもの、体感できるものを重視した 3 つのテーマを設け、それらのテーマに基づいた推進施策を掲げ、重点的に取り組んでまいりました。

各推進施策の達成状況は次のとおりです。

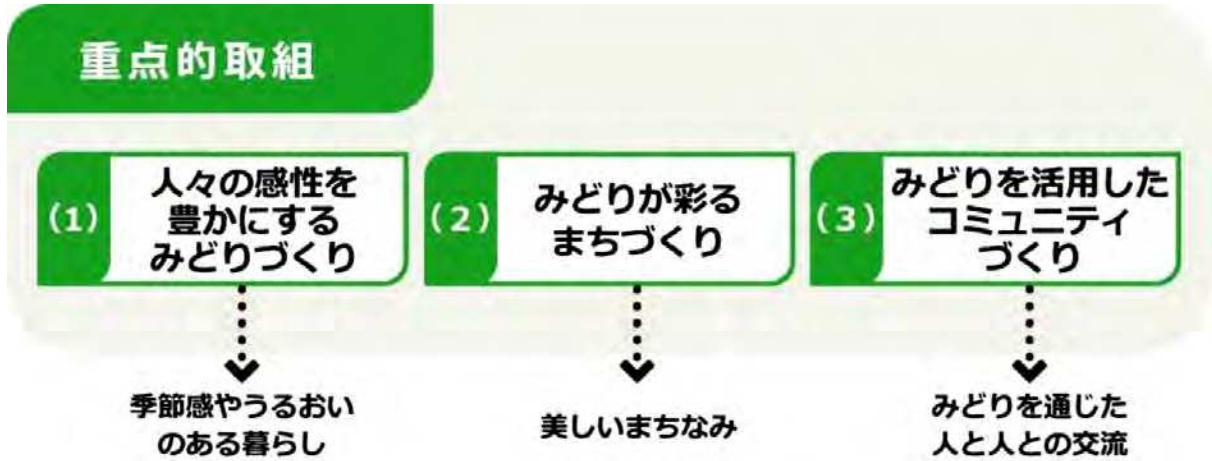


図 3-16 前回計画における重点的取組のテーマ



表 3-18 推進施策・目標とその実績(事業目標が設定されている施策のみ抜粋)

テーマ	推進施策
(1) 人々の感性を豊かにするみどりづくり	① いきものの生息できる環境づくり
	② 住宅地のみどりの保全
	③ 生物多様性保全林の指定
	④ 屋上・壁面緑化の推進
	⑤ 接道部緑化の推進
	⑥ 私有地の緑化の推進
(2) みどりが彩るまちづくり	① 魅力あるみどりのまちなみ形成
	② みどりの観光資源の充実と発信
	③ 子どもの成長の場としてのみどりの活用
	④ 心身の健康をはぐくむ公園づくり
	⑤ 公園利活用提案制度の検討
	⑥ 社寺林・屋敷林の保全支援
	⑧ 農地の保全・活用
	⑨ 公園ストックの再編
	⑩ 民間によるみどりのオープンスペースの創出
	(3) みどりを活用したコミュニティづくり
② 自主的団体間の連携の推進	
③ グリーンクラブの活動推進、区民等による公園等の活性化	
④ 事業者等との連携促進	
⑤ 公園施設の長寿命化	

推進施策の事業目標	実績	
	H26	R6
自然環境の創出・保全に関わる公園活動登録団体数(団体)	11団体	20団体
サンクチュアリーを設置(箇所)	2箇所	2箇所
野鳥の年間確認種数50種を維持し70種を目指す(種)	50種	42種
タンポポ、ツバメ等の指標在来生物種の分布率50%(%)	42.1 %	48.8 %
樹木等の保全協議(件)	184件	56件
樹木等の保全協議(本)	1,504件	246件
生物多様性保全林の指定10件	－	3件
みどりのまちなみ助成(屋上・壁面)(件)	162件	2件
みどりのまちなみ助成(屋上緑化)(㎡)	－	17.43㎡
みどりのまちなみ助成(壁面緑化)(㎡)	－	0㎡
みどりのまちなみ助成(屋上・壁面)(㎡)	3,668.4㎡	17.43㎡
目黒十五庭における屋上緑化の普及・啓発(人)	1,526人	920人
みどりのまちなみ助成(接道部)(件)	289件	16件
みどりのまちなみ助成(接道部)(m)	2,498.4m	135.33m
緑化計画の認定(件)	1,537件	1152件
緑化計画の認定(㎡)	159,351㎡	97,743㎡
－	－	－
駒場公園和館来客数年間 50,000人(人)	12,590 人	29,365人
公園等の改良事業30箇所(箇所)	3箇所	9箇所
公園等施設のバリアフリー化の実施 30公園(公園)	3公園	18公園
－	－	－
保存樹林の指定(件)	26件	25件
保存樹林の指定(㎡)	85,695㎡	81,505㎡
生産緑地地区(箇所)	17箇所	12箇所
生産緑地地区(ha)	2.6ha	1.88ha
公園等の改良30箇所(箇所)	3箇所	18箇所
公園等の整備約3.6ha(ha)	－	－
－	－	－
－	－	－
いきもの住民会議開催年1回	－	年1回開催
活動紹介のパネル展開催年1回	－	年1回開催
講習会等の機会を活用した団体間の交流会の開催(グリーンクラブ講習会)	－	年1回開催
講習会等の機会を活用した団体間の交流会の開催(ボランティア講習会)	－	年1回開催
グリーンクラブ登録数(団体)	90団体	96団体
グリーンクラブ登録数(人)	975人	999人
公園活動登録団体数(団体)	17団体	20団体
公園活動登録団体数(人)	536人	512人
－	－	－
公園施設の更新 220施設	－	43施設

### (3) 取り組むべき課題

今後のみどりの保全に関わる課題を次のとおり抽出します。

#### 課題 ① 緑被率の減少傾向への対応

- 前回調査(2014(平成26)年度)と比較すると、面積で約5haの緑被地が減少しています。
- 特に民有地における小規模な樹林地の消失が主な原因となっており、今後はさらにみどりの保全・創出の取組を拡充していく必要があります。

#### 課題 ② 公園が不足する区域での整備や公園機能の再配置

- 中央地区や南部地区など一部の地域で公園不足が顕在化しており、公園が偏在しています。
- 公園が不足する区域での整備を進めつつ、公園の機能面において不足区域がみられる地域については公園機能の再配置の検討を進める必要があります。

#### 課題 ③ 人材育成や各団体への支援の強化

- グリーンクラブ活動団体や公園活動団体は増加傾向にあり、区民との連携を推進するため、引き続き人材育成や各団体への支援を強化していく必要があります。
- 緑に関わる活動により多くの区民が参加できるよう、参加の機会を増やしたり、参加のハードルを下げ、参加の裾野を拡げる取組を推進する必要があります。

#### 課題 ④ 地域特性に応じたみどりづくり

- 地域のみどりの現状や特徴に合わせた、きめ細やかな施策を展開していく必要があります。
- 居住地区に応じて、区民のみどりづくりへのニーズや協力できること、やってみたいことが異なるため、地域に合った方法で取組を推進する必要があります。